いじめについて － 親が知っておくべきこと

小学校からのいじめの心理教育

いじめは、広義の依存症(支配型関係嗜癖)です。
いじめを続けていると、自分自身だけでは止められなくなります。
みんなで協力して止めてあげましょう。
いじめを続けていると、脳の機能も変化します。
いじめっ子は、悪い事をしても、罪悪感を感じなくなります。
いじめっ子は、抑制が効かなくなり、社会に適応出来なくなります。
将来、いじめっ子は素行障害（行為障害）、反社会性パーソナリティ障害などの精神疾患になったり、非行少年や犯罪者になってしまう事があります。
いじめられた子は、うつ病や PTSD など重篇な精神疾患にかかることがあります。

心理教育には、少なくとも下記の点が含まれていることが重要です。

1. いじめを続けていると、自分だけでは止められなくなります。 そのため他人に止めてもらわないといけないのです。

2.いじめを続けていると、脳の機能が変化します。

3.いじめっ子は、快感が強くなっていき、本人だけではいじめを止められないのです。

4.いじめっ子は、罪悪感がなくなり、悪い事を平気でするようになります。

5.いじめっ子は、 上記 2 点のため、社会適応がわるくなります。

6.また、いじめっ子は、素行障害（行為障害）や反社会性パーソナリティ障害などの精神疾患にかかったり、非行少年や犯罪者になる事があります。

7.いじめられた子は、うつ病や PTSD など重篤な精神疾患にかかることがあります。

いま、いじめをうけているあなたへ

だいじょうぶですか？

いやなことがつづいているのは、あなたのせいではありません。
あきらめないで、おとうさんやおかあさんに、このホームページ（http://www.ka-mental.jp/shihaigatakankeishiheki.html）をみてもらってください。

きっと、あなたのちからになってくれます。

いま、いじめをしているあなたへ

いじめをつづけたいと、おもっていますか？

じぶんだけでいじめをやめられそうですか？

もし、いじめをやめられるのなら、すぐに、あいてにあやまってやめましょう。

じぶんだけでやめられないのなら、おとうさんやおかあさんに、このホームページをみてもらってください。
きっと、あなたのちからになってくれます。

あなたのみらいをかえられるのは、あなただけです。

いじめは　広義の依存症
（支配型関係嗜癖）
みんなで止めよう！

いじめ被害者とその家族の方へ

いじめは、加害者が、広義の依存症（支配型関係嗜癖）※を持っているために起こります。

決して、いじめ被害者の問題ではありません。

人にはそれぞれ長所や短所があります。
すべてを含めて、個人個人が尊重されるべきです。今いるところは、あなたには合わないところかもしれません。勇気をもって逃げ出すことが大事なときがあります。味方は必ずいます。あきらめないでください。朝が来ない夜はありません。
家族は味方になってあげてください。

いじめ加害者とその家族の方へ

いじめは、広義の依存症（支配型関係嗜癖）※です。
いじめることは一種の快感獲得行為で、いじめることで相手を支配した結果、自分が比較的優位に立つことが出来ることから、いじめとは特定の人物感で継続する加害者の獲得行 為で、嗜癖であるといえます。
いじめは継続しているうちに、支配・蹂躙から奪取という犯罪行為へと悪質化します。支配は、精神的な快楽ですが、奪取という行為は、精神的と同時に身体的快楽を保障するからです。

いじめを続けていると、自分自身だけでは止められなくなります。みんなで協力して止めてあげましょう。

いじめを続けていると、脳の機能も変化します。

いじめっ子は、悪い事をしても、罪悪感を感じなくなります。

いじめっ子は、抑制が効かなくなり、社会に適応出来なくなります。

将来、いじめっ子は素行障害（行為障害）、反社会性パーソナリティ障害などの精神疾患になったり、非行少年や犯罪者になってしまう事があります。

※広義の依存症（支配型関係嗜癖） http://www.ka-mental.jp/shihaigatakankeishiheki.html

教師の方へ、学校、教育委員会の方へ

いじめは隠蔽下で発生・持続します。

ですから、もし学校で教師がいじめ加害者と同じ、いじめ類似行動（冷やかし・からかいなどのいじり〔プロセス嗜癖〕）を取ったとすると、そのことはたちまちいじめ加害者に先生からいじめのお墨付きを得たと勘違いさせ、それを機会に関係嗜癖が発生・継続することになりかねません。

教員は現場の監督・責任者として、このことをよく自覚する必要があるでしょう。

またいじめは、隠蔽されている限り継続するという特徴を知り、加害者と被害者の所属する組織運営者は、いじめの開示こそが、いじめの終結に最重要であることを肝に銘じる必要があるでしょう。

文部科学省の方へ

「特別の教科　道徳」が新しくできるということでした。

道徳的な行いをするためには、嗜癖の影響を十分に考慮していただきたいと考えています。

嗜癖を持っている人は、嗜癖が悪化すると非道徳的な行いをするようになります。

是非、道徳の時間に、嗜癖の心理教育をして、今後の日本のために役立ててほしいと考えます。

いじめ被害者側の対策

① 証拠を集める
② 緊急避難、学校を休む
確かな睡眠をとるために
おやすみロジャー、カール＝ヨハン、エリーン、飛鳥新社
③ 学力維持
数学の勉強をする。
算数や数学の成績は、他の教科に比べて、知能指数との相関関係が少ない。

さんすうがすきになると、さんすうができるようになる。
さんすうができるになると、数学ができるようになる。
数学ができるようになると、勉強が出来るようになる。
勉強が出来るようになると、好きな大学に入ることが出来る。
好きな大学に入ることが出来ると、好きな仕事に就ける。
好きな仕事に就けると、人生がより楽しくなる。

参考図書

全ての授業が、インターネット上で、受けられる
★やさしくまるごと小学算数、大谷知仁、学研プラス
★やさしくまるごと中学数学、吉川直樹、学研プラス
小学校3年以降
未来を創造する学力シリーズ
★小川式 3 ・3 モジュール小学 4 年生算数 1 ,2,3 、文塾春秋
★小川式 3・3 モジュール小学 5 年生算数 1,2,3、文暮春秋
★小川式 3・3 モジュール小学 6 年生算数 1,2,3、文塾春秋
未来を創造する学力シリーズの中学生版もあります

1. 学校、教育委員会対策
2. 警察、人権委員会に相談する。
3. いじめ加害者対策
4. 武道を学ぶ
   空手道、柔道、剣道
   護身術
   挫道塾（http://zado.la.coocan.jp/）、心身統一合氣道会（http://shinshintoitsuaikido.org/）
5. ユースガーデアン(http://ijime-sos.com/)で相談する。

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項

この法律において「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このようにいじめの定義には

1. 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
2. A と B の間に一定の人的関係が存在すること
3. A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
4. 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

という 4 つの要素しか含まれていません。

かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。

具体的な事例

−事例−

（定期的に実施しているアンケート調査で、B が「いじめを受けた」と回答した。そこで、B と面接で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手な B はミスをし、A からミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それにより B はとても嫌な気持ちになった。見かねた C が「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、A はそれ以上言うのをやめ、それ以来、B は A から嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、B もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、A に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっ

ている。
（この事例の A 君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。）

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」と言った言葉が用いられています。

例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

小学校担任の学級経営の失敗

小学校でいじめがあるということ

小学校教諭は、学級経営について学んでいます。小学校の学級経営についての本もたくさん出ています。それは、学級経営がうまくいくか、いかないかで、その学級の教育の質が決まるからです。
いじめを生まない学級経営が最も大切です。

いじめを起こさないためには、担任教師は、不正に対して毅然とした態度で臨むことが必要です。

文部科学省でも、いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があるとしています。

1. 「弱いものいじめをすることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
4. いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
5. 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要がある事。

いじめが起こる学級では、担任教師の「特定の児童・グループの意見ばかり取り入れる。児童の乱暴な発言や不穏当な発言を放置する。児童のルール違反を黙認する。」などの行動が見られます。

「いじめのある場所には、必ず学級崩壊がある」と、『学級崩壊立て直し請負、菊池省三、吉崎エイジーニョ構成、新潮社』という本に書いてあります。

学級崩壊というものには、様々な種類があります。子供たちが表立って大暴れするような崩壊の仕方から、冷戦のように静かに崩壊しているが、保護者は気が付かない状態である時などです。

いじめが遷延する教室の雰囲気は、だいたい似ています。

担任教師は、口先では、「いじめは良くない」と言うこともあります。しかし、担任教師は、人権上、配慮を欠いた言動をしたり、児童の上下関係を肯定・助長するような言動・姿勢をみせたり、いじめに対して妥協・黙認してしまうような姿勢をみせたりします。
つまり、具体的対応や行動はいじめを助長させる行為になっています。

小学校において、いじめ自殺や、あるいは、父兄が知るまでに悪化したいじめ（暴行・恐喝など）は、担任教師が民主的な学級経営に失敗したことを示しています。

さらに、小学校で、恐喝や暴行などの事件が起こっても、担任教師、校長先生が隠蔽すると、警察も事件化を嫌がります。

新聞社やテレビなどのマスコミも、加害者児童の人権があるということで、取り上げてくれません。

中学生、高校生では、学級経営自体の影響は少なく、生徒個々人の性格・人格の影響が強く出てきます。担任教師やクラブ活動の担当教師は、小学校に比べ情報が得にくいため、対応が困難な時があります。また、警察も、新聞社やテレビなどのマスコミも、取り上げてくれるようになります。

このように見ていくと、小学校で嗜癖教育をして、いじめを減らしていくことは重要です。いじめを止めることは、その後の子どもたちの人生を左右する事になります。

自分の心をさまざまの方法で守ろうとする無意識の心理的な作用を「防衛機制」と言います。「防衛機制」は誰にでも認められる正常な作用です。しかし、仮にも教師と言われる人物が、自分の保身のためにいじめを否認することはあってはならないことです。

否認の仕方には二種類あります。

第一の否認は、「このクラスにはいじめはない！」「いじめ被害者の〇〇が悪いのだ！」
「行為」そのもの（現実、現状）に理由をつけすり替えて問題がないと思うことです。
自分に非がある担任教師は、自分に不都合なこと（学級経営の失敗）は認めたくないから、否認をします。

第二の否認は、「このクラスはいじめさえしなければ、何の問題もない」
「対象」さえ止めてしまえば問題ないという考えのことです。
総てをいじめのせいにしたいからです。いじめを止めたので一件落着・・・そう思いたいのです。
いじめの原因（学級経営の失敗）を見つめることは、いじめの不始末（いじめ自殺、暴行、恐喝など）を認める事より辛いことかもしれません。「第一の否認」同様、認めないのではなく、認めたくないのです。
いじめをさせないだけでは考え方や行動は変わりません。「いじめをさせなければ問題はない」のですから変える理由はありません。

小学校校長や教育委員会は
「いじめさえなければ、いい小学校教師なんだ」
「学校の力があれば、いじめを止めさせることができる」などと
原因となっている学級経営の失敗に目を向けず、問題の本質（担任教師の学級経営能力の欠如）を認めようとしません。

事実を否認し続けた結果、いじめの問題はどんどん悪化していき、問題の本質（担任教師の学級経営能力の欠如）は放置されます。
早期に介入して、「いじめ問題対応に詳しい補助教員をつける。担任教師を交代する。」などの対処が必要です。
そのようにして、学級経営を正常化させるとともに、被害児童、加害児童、担任教師のそれぞれに適切な、心理教育、治療、再教育などが必要です。

いじめ問題の責任

—小学生のいじめ自殺が無くならない理由—**教育者が、責任を取らない現実！**

いじめの事実を隠蔽し続けた結果、いじめの問題はどんどん悪化していきます。
この責任は、誰にあって、どのように責任を取ればよいのでしょうか？

小学校の場合について考えていきましょう。

被害児童にとっては、加害児童に責任があると考えます。
しかし、本当の問題は担任教師の学級経営能力の欠如にあるのですから、担任教師も責任を取らなければなりません。

加害児童にとってはどうでしょうか？
加害児童にとっても、一生の問題になるかもしれませんが、誰も責任を取ってくれません。
しかし、この場合も、本当の問題は担任教師の学級経営能力の欠如にあるのですから、担任教師が責任を取らなければなりません。

担任教師は責任を取っているでしょうか？
担任教師は、いじめ隠蔽の責任を取りません。なぜなら、いじめ問題は、教育委員の隠蔽工作によって長期化され、いじめと認定される頃には、担任教師は、いじめに関わった児童から離れて安全なところにいるからです。もちろん、担任教師の学級経営能力の欠如はそのままですから、いずれまた、同じようないじめ問題が起こるのです。

学級経営を正常化させるとともに、被害児童、加害児童、担任教師のそれぞれに適切な、心理教育、治療、再教育などが必要です。

いじめ問題の責任は誰が取るのが正しいのでしょうか？
今は、だれが責任を取っているのでしょうか？

小学校の場合、責任は明らかに担任教師と、いじめ隠蔽を容認し、隠蔽に加担している校長先生や教育委員や教育長にあります。
しかし、いじめ隠蔽の責任を取ることはありません。

いじめを隠蔽していた学校の校長先生、副校長先生、主任の先生、養護の先生は、何事もなく、他の学校に移っていきます。いじめを隠蔽していた副校長先生は、次の学校で、校長先生になっています。
教育委員は、このような事態を承認しています。推奨しているようにさえ見えます。
教育委員、校長先生、副校長先生は、お仲間なので、異動を繰り返し、誰か一人が責任を取らないで済むようにしていると考えている人々がいます。

教育委員や教育長は、以上の事に、反論出来るのでしょうか？
いじめ問題の責任者は、教育長ということになっていますが、会見で謝罪して終わりになっていないでしょうか？

誰も責任を取っていないと多くの人が感じているのではないでしょうか？

しかし、担任教師、校長先生、副校長先生、主任の先生、養護の先生は、国家賠償法で、保護されており、民事訴訟などで、個人的に法的責任を問われることはありません。個人を訴えようとしても、訴えることが出来ません。公権力の行使であるので、行政の長（市長や区長など）しか訴えられないのです。
教育は専門の仕事だと言って、いじめ問題に、他から口や手を出せないようにしておきながら、民事訴訟のような法的な責任を全く問われないのです。

戦後70年以上が経ち、教育委員会が、国の監督から、はなれてる状態が70年以上も続いています。いじめ問題について、教育委員は、自浄能力が問われている事態になっていると感じています。
いじめ問題が、全く解決の気配さえ見えない現在、多くの人がそう感じているのではないでしょうか？
少なくとも今までの教育委員のやり方（いじめを隠蔽するやり方）では、いじめ問題は悪化することはあれ、改善することはありません。

ところで、いじめ問題は、本当に教育問題なのでしょうか？

いじめ発生の時点では、担任教師の学級経営能力の欠如によるものであり、教育問題かもしれません。
しかし、担任教師が、いじめ隠蔽を継続している状況では、いじめは、加害児童の医療問題にもなっています。いじめは、広義の依存症（支配型関係嗜癖）だからです
教育委員は、このことをふまえ、いじめ問題の対応を根本的に変更していくべきです。

いじめ問題の責任について、いじめ加害児童は、いじめ被害児童に対して責任を負います。

いじめを隠蔽し続けた担任教師、校長先生、副校長先生、主任の先生、養護の先生、教育委員、教育長は、いじめ被害児童および、いじめ加害児童に対して、責任を負います。

責任の取り方ですが、いじめ加害者は、いじめ被害児童に対して、個々の損害について賠償し、謝罪するべきです。

いじめ隠蔽を継続していた担任教師、校長先生、副校長先生、主任の先生、養護の先生、教育委員、教育長の責任は、どうすればよいでしょうか？

もちろん、いじめ被害児童、および、いじめ加害児童に対して、個々の損害について賠償し、謝罪するべきです。
個人的には、その他に、いじめ隠蔽を継続していた関係者の降格および減給、担任教師の再教育が必要だと考えています。

いじめの隠蔽は、「隠蔽した方が、開示するよりも利得が多い」と教育委員が考えている限り、この問題は変わらないと考えられます。

今までの経過から、教育委員には自浄能力が欠落していることは明らかです。

今後、文部科学省や厚生労働省が、教育委員会に、強力な介入をして、指導する事が不可欠だと考えています。
また、教育委員や教職員を、国家賠償法で保護することを止めることも検討していただきたいと考えています。
（例えば、国家賠償法で、除外規定を設けて、いじめ・パワーハラスメント等依存症に関連する公務員の不法行為は、公務員の個人の賠償を認める等）

平成30年7月に、ギャンブル等依存症対策基本法が成立しましたが、今後、同じような法律として、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策基本法(案)を作ってほしいと思います。ギャンブル等依存症対策基本法の「ギャンブル」の文言を、「いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）」に変換するだけで、同じような法律が作れます。また、毎年9月1日前後にいじめ自殺が一番多いので、第九条のいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題啓発週間は、八月二十六日から九月一日までとします。
是非、立法府によるいじめ対策を推進してほしいと思います。

参考サイト
いじめには、必ず加害者がいる（フランスからの報告）
「いじめる人間がいなくなれば、いじめはなくなる」
https://socialaction.mainichi.jp/cards/1/75
https://socialaction.mainichi.jp/cards/1/76

参考文献；教育委員会廃止論、穂坂邦夫、弘文堂 2005

【高橋昌之のとっておき】無責任体制の根源・教育委員会制度は廃止すべきだ
https://www.sankei.com/smp/politics/news/130320/plt1303200021-s.html

指導という名のいじめ（指導死）

いじめの悪化は、教師の指導が不適切であったり、過小であったりするときに起こります。

教師自身がいじめ・パワーハラスメントを行った場合には、**いじめ防止対策推進法**の対象とはなりません。法律の対象が学校に在籍する児童又は生徒であり、**教師は含まれない**からです。

指導死は、遺族の側から次のように定義されています。

① 一般に「指導」と理解されている教員の行為により、子どもが精神的あるいは肉体的に追い詰められ、自殺すること
② 指導方法として妥当性を欠くと思われるものでも、学校で良く行われる行為であれば「指導」と捉える（些細な行為による停学、連帯責任、長時間の事情聴取・事実確認など）
③ 自殺の原因が「指導そのもの」や「指導をきっかけとした」と想定できるもの（指導から自殺までの時間が短い場合や、他の要因を見出すことが極めて困難なもの）
④ 暴力を用いた指導が日本では少なくなく、本来なら「暴行・傷害」と考えるべきだが、広義の「指導死」と捉える場合もある。

「指導死」大貫隆志編著、高文研より

上記定義から考えれば、教師の不適切な「指導」や過小な「指導」により、いじめが悪化し、死亡した場合も広義の指導死と言えるかもしれません。

指導死について － 親が知っておくべきこと

指導死の中には、**指導を超えた「いじめ・パワーハラスメント」**により、死に追い込まれていると考えられる事例があります。親が同じことを行った場合は、**虐待死とされる事例**でも、**公務員である教師は個人的な民法上の責任を負いません**。（国家賠償法のため）

しかし本当に、それが正しいのでしょうか？

いじめ・虐待・パワーハラスメント・DVなどは、**広義の依存症**（**支配型関係嗜癖**）です。指導者がこのような嗜癖を持っている場合、**通常の指導を超えた「指導」**は、**指導者の嗜癖行動**であり、**快感を得るための行動**（つまり、**公権力の行使ではありません**）です。公権力の行使でなく、指導者の嗜癖行動であれば、国家賠償法の対象にはならないはずです。また、国家賠償法の対象にはならないのであれば、**公務員である教師でも、個人的な民法上の責任を負う**ことになります。

広義の依存症（**支配型関係嗜癖**）である**指導者は**、**あらゆる方法を使って**、逃げ場が無くなり、挫けるまで、そして時には**命を奪うまで**、**生徒を追い詰め**ます。いじめと同じように、なぜそこまで

追い詰めるのかという段階まで、**死ぬまで**、追い詰めます。これは、相手が傷つくことや**死ぬことより**も、いじめ・パワーハラスメント依存症である**指導者の快感獲得欲求が強いためです**。生徒が追いつめられて苦渋の表情を浮かべることで、いじめ・パワーハラスメント依存症である指導者の快感が強くなっていくからです。

広義の依存症(**支配型関係嗜癖**)の傾向にある人にはできるだけ近づかないようにすることが大事です。クラブの指導者に、広義の依存症(支配型関係嗜癖)の傾向があれば、早目にクラブをやめることを検討しましょう。

参考文献
指導死、大貫隆、高文研
先生はぼくらを守らない、宮脇勝哉・宮脇啓子、エピック

参考ホームページ
「指導死」親の会;http://41040.blog.fc2.com/
全国学校事故・事件を語る会;https://katarukai.jimdo.com/

大森ゆきこ葛飾区議会議員
平成29年12月20日の水元中学校での転落死亡事故。本当に事故なのか？
教師も学校も信用できない保護者から怒りの声が。
https://ameblo.jp/yukikoomori/entry-12339507676.html

部活動での熱中症例

指導死の中で、運動後の熱中症による死亡があります。
何例かあり、パターンが同じだったのでまとめてみます。

顧問の先生が、パワーハラスメント依存症(支配型関係嗜癖)である時の話です。

暑い日に、激しい運動をさせます。
フラフラして、だんだん動けなくなっても、運動をさせます。
たるんでいると言って暴力を振るう時もあります。
その後、放置しておきます。

状態が悪くなってしばらくして、やっと病院に連れて行きます。

顧問の先生は、担当医に「たいした運動はしていない。具合が悪くなって休憩させた。」としか報告しません。
担当医は、熱中症より、頭部外傷や、インフルエンザ、髄膜炎などの感染症を念頭に置き、治療を開始します。
しばらくして、熱中症だと判断し、熱中症治療を開始しますが、手遅れになってしまいます。

顧問の先生は、自分の嗜癖を優先して、熱中症が悪化していくことで、快感獲得欲求を満たしたのです。

話を単純化してみます。

熱中症の知識があるいじめっ子が、熱中症が起こる状況で、計画的にいじめを行いました。
暑い日に、激しい運動をさせました。意識障害が始まり、熱中症になったにもかかわらず、それを演技と決めつけました。
いじめっ子は、いじめられっ子が、ふらふらとなって、倒れたところに馬乗りになって「そういうのは熱中症じゃねえ！目を開けろ！演技するな！」と言いながら何度も平手でたたくという常軌を逸した行動をとっていました。頭部外傷を負わせるためです。
そして、真夏の日中に、いじめられっ子が倒れたままの状態で、放置した後、仕方なく救急車を呼びました。
病院では、いじめっ子は、熱中症より、頭部外傷や、インフルエンザ、髄膜炎などの感染症の方が疑わしいと思わせることを話します。

いじめっ子は、嗜癖行為をしたいがために、熱中症対策をわざと怠り、暴行を加えました。救急車で運ばれた病院でも、いじめっ子は命にかかわる情報を隠蔽して、治療が遅れ、いじめられっ子は亡くなりました。

今までは過失とされたことが、熱中症の初期治療の妨害を、論点・争点に入れることで、捜査や裁判の方向性や内容が変わってきます。

これまでの考え方では、顧問の先生が熱心に指導した結果、熱中症が悪化したとしています。

しかし、嗜癖を持っている顧問の先生の本当の考えは違います。顧問の先生が意図的に、熱中症を悪化させます。部活動はそのためのカモフラージュです。

この二つの相違は、最初の病院で、顧問の先生が、熱中症治療に協力したか、それとも、妨害したかのどちらかにより、判別できます。

顧問の先生が、治療に協力して、熱中症治療が即座に行われれば、命が助かる可能性が高まります。そして、熱心な顧問の先生と評価されるでしょう。

しかし、嗜癖を持つ顧問の先生は、熱中症の初期治療の妨害をします。その結果、病院での初期治療が遅れるのです。

二つの理由から、嗜癖を持つ顧問の先生は、熱中症の初期治療の妨害をします。
一つ目は、嗜癖を満足させるためです。
二つ目は、それまでの嗜癖行動を隠蔽するためです。

つまり、過失ではなくて、故意ということになります。

パワーハラスメント

いじめの文章を、教師や一般社会でも使えるように、パワーハラスメントについての文章に変更してみましょう。

パワーハラスメントは、広義の依存症(支配型関係嗜癖)です。

パワーハラスメントを続けていると、自分自身だけでは止められなくなります。 みんなで協力して止めなければいけません。パワーハラスメントを続けていると、脳の機能も変化します。パワーハラスメントの加害者は、悪い事をしても、罪悪感を感じなくなります。パワーハラスメントの加害者は、抑制が効かなくなります。一旦、パワーハラスメントと止めた場合でも、将来、状況が整えば、再び、パワーハラスメントをします。パワーハラスメントの被害者は、うつ病やPTSD など重篤な精神疾患にかかったり、自殺してしまうことがあります。
心理教育には、少なくとも下記の点が含まれていることが重要です。

1.パワーハラスメントを続けていると、自分だけでは止められなくなります。 そのため他人に止めてもらわないといけないのです。

2.パワーハラスメントを続けていると、脳の機能が変化します。
3.パワーハラスメントの加害者は、快感が強くなっていき、本人だけではパワーハラスメントを止められないのです。
4.パワーハラスメントの加害者は、罪悪感がなくなり、悪い事を平気でするようになります。
5.パワーハラスメントの被害者は、うつ病やPTSD など重篤な精神疾患にかかることがあります。

パワーハラスメント被害者とその家族の方へ

パワーハラスメントは、加害者が、広義の依存症（支配型関係嗜癖）※を持っているために起こります。
決して、パワーハラスメント被害者の問題ではありません。
人にはそれぞれ長所や短所があります。 すべてを含めて、個人個人が尊重されるべきです。今いるところは、あなたには合わないところかもしれません。勇気をもって逃げ出すことが大事なときがあります。味方は必ずいます。あきらめないでください。朝が来ない夜はありません。 家族は味方になってあげてください。

パワーハラスメント加害者とその家族の方へ

パワーハラスメントは、広義の依存症（支配型関係嗜癖）※です。 パワーハラスメントをすることは一種の快感獲得行為で、パワーハラスメントすることで相手を支配した結果、自分が比較的優位に立つことが出来ることから、パワーハラスメントとは特定の人物感で継続する加害者の獲得行 為で、嗜癖であるといえます。 パワーハラスメントは継続しているうちに、支配・蹂躙から奪取という犯罪行為へと悪質化します。支配は、精神的な快楽ですが、奪取という行為は、精神的と同時に身体的快楽を保障するからです。

パワーハラスメントを続けていると、自分自身だけでは止められなくなります。みんなで協力して止めてあげましょう。
パワーハラスメントを続けていると、脳の機能も変化します。
パワーハラスメント加害者は、悪い事をしても、罪悪感を感じなくなります。
パワーハラスメント加害者は、抑制が効かなくなます。

会社の管理職、教師の方へ、教育委員の方へ

パワーハラスメントは隠蔽下で発生・持続します。
ですから、もし管理職がパワーハラスメント加害者と同じ、パワーハラスメント類似行動（冷やか

し・からかいなどのいじり〔プロセス嗜癖〕）を取ったとすると、そのことはたちまちパワーハラスメント加害者に管理職からパワーハラスメントのお墨付きを得たと勘違いさせ、それを機会に関係嗜癖が発生・継続することになりかねません。
管理職は監督・責任者として、このことをよく自覚する必要があるでしょう。
またパワーハラスメントは、隠蔽されている限り継続するという特徴を知り、加害者と被害者の所属する組織運営者は、パワーハラスメントの開示こそが、パワーハラスメントの終結に最重要であることを肝に銘じる必要があるでしょう。

文部科学省の方へ

「特別の教科　道徳」が新しくできるということでした。
道徳的な行いをするためには、嗜癖の影響を十分に考慮していただきたいと考えています。
嗜癖を持っている人は、嗜癖が悪化すると非道徳的な行いをするようになります。
是非、道徳の時間に、嗜癖の心理教育をして、今後の日本のために役立ててほしいと考えます。

パワーハラスメント被害者側の対策

少しでも、嫌がらせを受け始めたら、記録を取ってください。
徐々に嫌がらせが悪化していくかもしれません。その時に取った記録が、後に大事な証拠になるかもしれません。もちろんその記録を使わないで、転校や転職・退職をすることになるかもしれませんが、念のため記録を取りましょう。
　もちろんこの記録が、使われずに、事態が好転することが最もよいのですが・・・

　手帳に、場所と時間、相手の名前、そこにいた人の名前、状況、実際にやられた事や言われた事を具体的に記載してください。

　出来れば、録音や録画をして下さい。これが決定的な証拠になって、事態が急に改善することがあります。

　決定的な録音や録画が出来たら、目の前で、手帳に記録を取ってもいいかもしれません。
　あなたの態度が変われば、相手の態度も変わるかもしれません。
　ストレス解消（パワハラ）の矛先が、自分から、別の事に移るかもしれません。

　やれる事はすべてやってみましょう。出来るだけの対処をしましょう。
　あなたは悪くありません。
　悪いのは、パワーハラスメントをした人です。

１年後に笑えるように、対処していきましょう。
１０年後には、笑い話になっているはずです。

緊急避難をしましょう。
会社や組織を休む、辞めて、他の組織に移る。

確かな睡眠をとるために おやすみロジャー、カール＝ヨハン、エリーン、飛鳥新社

いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策基本法（案）

目次

第一章　総則（第一条－第十条）
第二章　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画等（第十一条－第十三条）
第三章　基本的施策（第十四条－第二十三条）
第四章　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進会議（第二十四条）
第五章　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策関係者会議（第二十五条・第二十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症がこれを有する者等及びその家族の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせるおそれのある疾患であり、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）及びいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有する者に対する良質かつ適切な医療の提供等によるその回復等が社会的な取組として図られることが必要であることに鑑み、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健康を保持するとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等及びその回復を図るための対策を適切に実施するとともに、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有し、又は有していた者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策を実施するに当たっては、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症が、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）、犯罪、虐待等の問題に密接に関連することに鑑み、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国の関係行政機関は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等関連事業者の責務）

第五条　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の発症、進行及び再発に関連する事業を営む者（第十五条において「いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等関連事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条　国民は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題（いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症及びこれに関連して生ずるいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）、自殺、犯罪、虐待等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

（医師等の責務）
第七条　医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が実施するいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に協力し、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等に寄与するよう努めるとともに、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症に係る良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。
（健康増進事業実施者の責務）
第八条　健康増進事業実施者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条に規定する健康増進事業実施者をいう。）は、国及び地方公共団体が実施するいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に協力するよう努めなければならない。
（いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題啓発週間）
第九条　国民の間に広くいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題啓発週間を設ける。
２　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題啓発週間は、八月二十六日から九月一日までとする。
３　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。
（法制上の措置等）
第十条　政府は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
第二章　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画等
（いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画）
第十一条　政府は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
３　内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策関係者会議の意見を聴いて、いじ

め・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　政府は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
5　政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
6　政府は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症に関する状況の変化を勘案し、及びいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
7　第三項及び第四項の規定は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。
（関係行政機関への要請）
第十二条　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。
（都道府県いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進計画）
第十三条　都道府県は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
2　都道府県いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
3　都道府県は、当該都道府県におけるいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティック

バイオレンス）等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章　基本的施策

（教育の振興等）

第十四条　国及び地方公共団体は、国民がいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関する関心と理解を深め、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等関連事業者の事業の実施の方法）

第十五条　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の起こりうる事業者の事業の実施の方法について、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等に資するいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の起こりうる事業者の自主的な取組を尊重しつつ、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等に配慮されたものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（健康診断及び保健指導）

第十六条　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等及び回復に資するよう、健康診断及び保健指導において、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の発見及びいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症に関する指導が適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十七条　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有する者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（相談支援等）

第十八条　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関し、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有し、又は有していた者及びその家族その他の関係者に対するその状況に応じた相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（社会復帰の支援）
第十九条　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有し、又は有していた者の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
（民間団体の活動に対する支援）
第二十条　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有し、又は有していた者が互いに支え合ってその回復又は再発の防止を図るための活動その他の民間団体が行ういじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
（連携協力体制の整備）
第二十一条　国及び地方公共団体は、第十七条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が定めるもの、第十七条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所その他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
（人材の確保等）
第二十二条　国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、矯正その他のいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に関連する業務に従事する者について、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。
（調査研究の推進等）
第二十三条　国及び地方公共団体は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関する実態調査、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他の調査研究の推進並びにその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。
第四章　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進会議
第二十四条　政府は、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁その他の関係行政機関の職員及び政令で定める関係地方公共団体の職員をもって構成するいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進会議を設け、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
２　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進会議は、前項の連絡調整を行うに際しては、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティッ

クバイオレンス）等依存症対策関係者会議の意見を聴くものとする。

第五章　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策関係者会議

第二十五条　内閣府に、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策関係者会議（以下「関係者会議」という。）を置く。

2　関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進基本計画に関し、第十一条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　前条第一項の連絡調整に際して、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策推進会議に対し、意見を述べること。

第二十六条　関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2　関係者会議の委員は、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症問題に関し専門的知識を有する者並びにいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　関係者会議の委員は、非常勤とする。

4　前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理　由

いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症がこれを有する者等及びその家族の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせるおそれのある疾患であり、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症の予防等及びいじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症を有する者に対する良質かつ適切な医療の提供等によるその回復等が社会的な取組として図られることが必要であることに鑑み、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

悪質ないじめ・パワーハラスメントが無くならない理由

公立学校で、悪質ないじめ・パワーハラスメント（**指導死**など）が無くならない5つの理由

1、 いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）は、依存症・嗜癖である事が、周知されていない事。

対策；いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）は、加害者の依存症（支配型関係嗜癖）であることを、啓発していく。

「いじめについて － 親が知っておくべきこと」「10-3、パワーハラスメント」のページを貼る。

2、 教育者が、責任を取らない事

教育委員会が、いじめや「指導死」を**隠蔽し続けている現状**では、事件は**起こり続けます**。隠蔽を許さない制度改革が不可欠です。

対策；**教育者が責任を取る体制を作る**。現行の教育委員会を廃止して、新しい組織を作る。

4つの案が考えられる。

1、 文部科学省直轄の組織に改変する。任免権、人事権、懲戒権などの総ての権限は、国の管轄とする。

2、 都道府県直轄の組織に改変する。任免権、人事権、懲戒権などの総ての権限は、都道府県の管轄とする。

3、 市区町村直轄の組織に改変する。任免権、人事権、懲戒権などの総ての権限は、市区町村の管轄とする。

4、 総ての権限を地域住民にゆだねるという改革。

「10-0、いじめ問題の責任」のページを貼る。

【高橋昌之のとっておき】無責任体制の根源・教育委員会制度は廃止すべきだ

https://www.sankei.com/smp/politics/news/130320/plt1303200021-s.html

参考文献；教育委員会廃止論、穂坂邦夫、弘文堂 2005

3、 いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策法がない事

対策；**いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策法を制定する**。

「11-1 いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症対策法(案)」のページを貼る。

4、国家賠償法で、教育委員や公立学校の教職員の個人の賠償を認めていない事。

対策；教育委員や公立学校の教職員を、**国家賠償法**で**保護することを止める**。

公立病院の医師や**私立学校の先生と同じように**、**教育委員や教職員の個人の賠償を認める**。

（その他の例；国家賠償法で、**除外規定を設けて**、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等依存症に関連する公務員の不法行為は、公務員の個人の賠償を認める等）

5、いじめ防止対策推進法で、加害者が生徒、児童と限定されていること。

いじめ加害者に、教育者が含まれていない。教育者がいじめやパワーハラスメントを行った場合には、法に触れていないことになっている。

いじめ防止対策推進法でも、いじめ加害者の教育者であっとしても、責任を取らず、罰せられない構造になっている。

小学校に入る以前から、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の依存症の教育をして、社会に出る前に、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の依存症について知っておくことは重要です。教育委員会が、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の依存症者を放置したために、社会にも、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の依存症者が増え続けて、社会的な問題にもなっております。

このまま、教育委員会が、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の依存症者を増やし続けることは、今後も日本社会に悪影響を及ぼすでしょう。

結局、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等の依存症加害者の依存症治療をしないと、悪質ないじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）は無くなりません。いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）等を**継続する加害者**には、**依存症治療を行うシステム**が必要です。

会社におけるパワーハラスメント対策

パワーハラスメント対策をしておかないと、次から次へと社員が辞めていくような事態が起こるかもしれません。（実際に、パワハラにより、社員の辞職が増えて、困っている企業はたくさんあります。）パワーハラスメントを放置しておくと、効率が落ち、会社の存続すら危なくなるかもしれないのです。

コンプライアンスの順守などとともに、今後は、会社のパワーハラスメント対策が十分でないと優秀な社員が入ってこなくなる可能性があります。

1.パワーハラスメントの専門担当者・部門を作る。

人事部門の責任者であることが望ましい。

人事部門の責任者がパワーハラスメントをしている場合は、社長直轄の専門担当者を任命する。

2. パワーハラスメントが起こらない環境作りをする。

パワーハラスメントは、**関係嗜癖・依存症である事を学習**する。
会社に合わせたわかりやすい資料を作成する。
社内で学習会をして、パワーハラスメントが起こらないように、**予防する**。

3. 証拠を集める（職場環境を改善するために**会社がやるべき仕事**です）

会社内で協力して証拠を集める。
証言集を作る。連名ではなく、個々人の証言を集めるようにする。
録画・**録音をする**。

結局、最終的には、「パワーハラスメント等の依存症加害者の依存症治療をするか、パワーハラスメント等の依存症加害者が一人部署に異動するか、パワーハラスメント等の依存症加害者が会社から退場してもらわない」と、悪質なパワーハラスメントは無くなりません。
　社会的には、パワーハラスメント等を継続する加害者には、**依存症治療を**、**強制的に行うシステム**が必要です。

　今後、パワーハラスメントが、虐待、DVやいじめと同じ、依存症・関係嗜癖だということが、社会的に認知されれば、企業はパワーハラスメントに真剣に対応しなければならなくなります。パワーハラスメントを放置している会社は、敬遠され、人材が集まらなくなります。企業自体の存続すら危うくなるかもしれません。

　パワーハラスメントは生産性を低下させます。
　中央労働災害防止協会が、東証一部企業を対象に、平成17年1月に実施したアンケートで、パワーハラスメントが企業にどのような損害をもたらすかとの問いに対して、次のような回答が得られています。パワーハラスメントは被害者の人権を侵害するとともに、企業の生産性を低下させるものであることを理解する必要があります。

こころの健康を害する　　82．8%
職場の風土を悪くする　　79．9%
周りの士気が低下する　　69．9%
生産性が低下する　　66．5%
十分に能力を発揮できない　59．3%
優秀な人材が流出する　　48．3%

いじめ隠蔽をする教育委員会の態度が変わらない限り、小学校での悪質ないじめは無くなりません。
同様に、会社がパワーハラスメントを起こさない環境を作らない限り、その会社では、悪質なパワーハラスメントは無くなりません。

具体的な対策等についての相談は、クリニックにお問い合わせください。

虐待を主とした名称変更の必要性

虐待を主とした名称に変更する必要がある。

虐待（ぎゃくたい、英：abuse、maltreatment）とは、繰り返しあるいは習慣的に暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をすることである。
具体的な内容は様々で、肉体的暴力をふるう、言葉による暴力をふるう（暴言・侮辱など）、いやがらせをする、無視をする、等の行為を繰り返し行うことをいう。

身体的虐待；対象に身体的暴力を加える
心理的虐待；対象に心理的暴力を加える
性的虐待；対象に性的暴力を加える
経済的虐待（金銭的虐待）；対象に金銭を使わせない、あるいはいは勝手に使う
ネグレクト（養育放棄・無視）；対象に必要な資源を提供しない

虐待は、精神的な依存症(支配型関係嗜癖)です。

虐待の定義をみると、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）は、すべて、**虐待**だということがわかります。

厚生労働省のホームページでは「児童虐待の定義」は、以下のように4種類に分類されています。

・身体的虐待；殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する　など
・性的虐待；子供への性的行為、性行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
・ネグレクト；家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない　など
・心理的虐待；言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）　など

いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）は、加害者の精神的な依存症（支配型関係嗜癖）です。しかし、別々の名称をつけることによって、意味が弱められています。

いじめは、学校内における**虐待**です。**学校内虐待**、**同級生虐待**、**下級生虐待**。

パワーハラスメントは、会社や所属社会などで起こる**虐待**です。**職場内虐待**、**会社内虐待**、**部下虐待**、**同僚虐待**。

児童虐待は、家庭内における親から子供への**虐待**です。**家庭内虐待**、**児童虐待**。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は家庭内における**虐待**です。**家庭内虐待**、**妻虐待**、**夫虐待**。

いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）は以上のように、それぞれの環境内で、別々の名称をつけて、**虐待**であるのに、内容の真実を伝えず、意味を弱めた表現をしている状況が続いています。

いじめやパワハラを放置している学校や教育委員会、会社組織などは、**虐待**を容認しており、一緒になって**虐待**をしていると判断できます。

また、**指導死**は、教師による指導という名の**虐待**によって、児童生徒が亡くなる事で、**虐待死**のことです。**学校内虐待**、**生徒虐待**。

今後、いじめ・パワーハラスメント・児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）はすべて、**虐待**と表現し直すことが必要です。また、依存症（支配型関係嗜癖）として、加害者を治療することも考えていかなければいけません。

いじめ自殺は公衆衛生の問題

3 つの問題点

1 全能の神のように振る舞い、過ちを認めない。教育行政の無謬性。

2 自殺問題であるのに、公衆衛生の問題として扱わない。教育行政は公衆衛生の専門家ではない。

3「緊急ではないが、重要な問題である」ので誰も根本問題に手を付けない。

1.教育行政の無謬性

日本の教育行政では、ほとんど無意識のうちに前提とされているのが「無謬（むびょう）性の原則」である。「いじめ予防の責任を負った当事者の組織は、いじめ予防が失敗した時のことを考えたり議論したりしてはいけない」という信念です。

例えば、教育長はいじめ予防に責任があるのだから、それが失敗した時（いじめが起こった時）に起きる「いじめ問題解決」について考えてはならない。

もっと極端なことを言えば、教育行政では、「真剣になって、いじめ問題の解決について議論してはいけない」という信念があります。

もし、間違いやミスがあり、教育行政側が謝ったとしても、「いじめ問題の謝罪の会」のように、口先だけ謝って、**自分たちは間違っていない**と考えています。

2. 公衆衛生の問題

自殺問題は、基本的に教育行政の問題ではなくて、公衆衛生の問題です。

公衆衛生の問題であれば、年単位や数年単位での対応ではなく、一生涯を見つめた対策が必要になります。

また、緊急性は低いが重要な問題であるので、健康問題として厚生労働省が対応するべき問題です。DV（ドメスティックバイオレンス）、児童虐待、パワーハラスメントと同様に、法的整備が必要になっています。

3. 緊急ではないが、重要な問題。理想追求型の問題

本質的な問題は 3 種類、課題は問題によって異なる

1 原状回復型

不具合がすでに顕在化している問題。解決は現状の回復。

いじめ問題があった。いじめ問題がなかった時と同じ状態に戻す。

この方法では、謝罪の会を行っても、いじめが継続する可能性が高い。

理想追求をしないといけない。

2 潜在型

放置しておくと不具合の発生する問題。解決は現状の維持。

いじめが起こる前の状態。スクールカーストがある状態。しかし、いじめ問題がいつ発生してもおかしくない状況である。解決は現状の維持ではない。

理想追求をしないといけない。

3 理想追求型

現状でも支障はないものの理想を求める問題。解決は理想の達成。

いじめ問題も自殺問題も起きにくい状態。スクールカーストが無く、悪口やモノローグがない状態。対話（ダイアローグ）が出来ており、対等な付き合いが出来る状態（相互尊重）。友達や先生に気軽に相談できる状態。学校が楽しい状態。

足立区立辰沼小学校、仲野繁先生の実践以外は、理想追求型の解決策は見たことがありません。

理想追求型問題の解決

根本課題は、理想を追求するか否かの意思決定

理想追求型問題の解決法の出発点は、そもそも、ある理想を追求するのかどうかです。すでに不具合が顕在化している原状回復型問題、そして、不具合が予測できる潜在型問題では、原状の回復や将来の不具合の予防を追求することが望ましいと、アプリオリに（先天的に）想定されていました。もちろん、そのまま放置しておくことも可能ではあるのですが、それは賢明でないという想定の上、問題解決を考えてきたわけです。

一方、理想追求型問題においては、現状そして将来においても大きな不都合は想定されていません。したがって、放っておいても特に困りはしないことになります。ですから、理想追求型問題の出発点は、理想を追求した方がよいという価値観にあります。

ただし、その過程において、理想追求のコストが極端にそのベネフィットを上回るようであれば、理想追求を断念せざるをえないこともあるでしょう。むろん、まったくギブアップするということではなく、理想を下方修正することによって、コストを下げることも可能であるかもしれません。

いじめ自殺問題は、個々の教育者にとっては、緊急ではないが、重要な問題です。学校現場では「専門的な知識がない、さりとて、それを理解するための勉強時間もない」という状態です。

したがって、学校関係者にとってのいじめ対策は、「専門的でなく、具体的であること」が重要です。

教育者の場合、一年一年を何とか過ごせば、担当する児童・生徒は入れ替わっていきます。数年経てば、異動があります。このように、日々の成績を上げる教育に追われて、個々の教育者がいじめ自殺を止める動機に乏しいのが現状です。

いじめ問題は一生涯の問題となります。一年または数年で、改善していく問題でもありません。小学校や中学校などの教育機関も、児童・生徒たちが数年で卒業しています。教育機関の連携が取れていない状況で、いじめ加害者といじめ被害者の教育・治療は不可能です。また、成長して、DV（ドメスティックバイオレンス）、児童虐待、パワーハラスメントなどの関係嗜癖の問題を起こすかもしれません。

上記を考えると、人の一生を見据えた厚生労働省の対応が必要になってきます。

運営的な課題解決は、4 つの要素を押さえた行動計画
厚生労働省が、いじめ問題の解決するためには、次の4項目を含んだ行動計画の立案を必要をとします。
①「理想実現の期限の設定」
②「必要条件の特定」
③「スキルや知識の習得」
⑤ 「実施計画の策定」

時代によって理想も変わる

行動経済成長の時のように、学力向上だけをみていればいい時代はとっくに終わっています。日本は先進国として、子供たちの安全・安心を守るために行動しなければならない時代となっております。

参考文献;問題解決のセオリー、髙杉尚孝、中央精版印刷株式会社

被害者側が出来る最も簡単な方法は、正しい知識を広める方法（啓発）です

「教育行政の無謬性があり、全能の神のように振る舞い、過ちを認めない。」ような状況でも、「自殺問題であるのに、教育行政は公衆衛生問題として取り扱わない。」状況でも、「緊急ではないが、重要な問題であるので誰も根本問題に手を付けない。」ようなときでも、有効な方法です。
それは、「いじめ問題は、嗜癖・依存症問題であり、治療などの対応をしないと、加害者も被害者も健康被害をうける」ということを、**広めること**でした。
これも、「いじめ問題という嗜癖・依存症問題を、認知してもらい、嗜癖・依存症問題を知る人が増えることで環境が良くなり、いじめ、パワーハラスメント、DV、児童虐待を無くす。」ということを目的にした**理想追求型**の問題解決だと考えております。（あくまで、最初の一歩です）

被害届不受理と少年法廃止

いじめの延長で、暴行・傷害に遭ったり、金品を取られたら、すぐに警察に被害届を出しに行きましょう。暴行罪・傷害罪・恐喝罪等の刑法に違反する行為があったときは、学校ではなく、すぐに警察に届けるべきです。

しかし、警察は簡単には被害届を受けてくれません。
「相手が小学生だから、受け取れない」「被害届を出しても意味がない」等いろいろなことを言って、受け取りを拒否します。
私の場合も子供が、暴行や恐喝にあって、警察署に被害届を出しに行きましたが、ひどい扱いを受けました。
何回か交渉しても受け取っていただけませんでした。

このように警察が、被害届を受け取らない理由の一つに少年法の存在があります

少年法は昭和23年に改正されました。
食料が不足していた時代の法律です。孤児などが生きていくために窃盗や強盗をしていました。また成人の犯罪に巻き込まれる事案も多く、未成年者を保護し再教育するために制定されたものと言われています。

また、少年法の本には、

「少年は、成人を比べて一般に未成熟であり、また可塑性に富むため、犯罪を行った場合でも成人とは、異なる処遇をする必要性と合理性が認められる。」

と記載されています。（少年法、有斐閣、河出義弘著、P1）

豊かになり、孤児などが窃盗や強盗をしなくても生きていかれる時代となりました。
　医学的には、通常の疾病は、年齢が若く発症するほど重篤です。

いじめを継続し、法を犯す少年は、精神医学的には、素行障害の診断がつきます。
素行障害でも、同様に年齢が若く発症するほど重篤です。
素行障害は、固定性があり、発達過程で緩和していく他の多くの子供の機能障害とは根本的に違うものだと考えられています。

子どもが他人に危害を加えるなどの反社会的行動のパターンを繰り返し示す場合、単に「成長にともなって克服」していく類のものではないと考えられます（子どもと青年の素行障害、明石書店、アラン・E・カズンp18）

このように、豊かになり、素行障害は可塑性がないとわかった現代では、少年法は、その役割を終えており、廃止されるべきです。

私立学校のいじめ対策

新型コロナ感染症による緊急事態宣言が出る直前に、私立学校関連で講演をしました。『2020年令和 2 年 2 月 25 日火曜日 17:30-19:30 一般財団法人東京私立中学高等学校協会 学校安全・健康教育研究会（学校）研修「いじめと嗜癖・依存症」』

その後、新たな論文がでました。私立学校でのいじめ対策が、よりはっきりしたので追記します。

いじめ防止のための予防教育をしましょう

まず、予防教育のため、全理事、全教職員、全生徒に YouTube 動画を見てもらいましょう
毎年、下記の YouTube 動画を見る時間を作りましょう
いじめ解説動画
http://www.ka-mental.jp/jjimekaisetsu.html

それでも、酷いいじめが起こってしまったらどうするか

トラウマ・インフォームドケア（trauma-informed care：TIC）・エンパワメントに基づいて対策をしていきましょう。（別項参照 ： 公衆衛生、TIC・エンパワメント）

パワハラ（パワーハラスメント）の問題解決と同様に、いじめ問題で最も簡単な解決方法は、**いじめ加害の中心人物一人**（関係嗜癖の持ち主）**だけ転校**することです。これが**一罰百戒**となり、**他のいじめがなくなっていきます**。もちろん、いじめ防止教育は必要です。

企業内でパワハラが起きた場合、パワハラ加害者は、被害者のいない所へ異動・転勤・退社して、別の環境に行ってもらうことになります。さらに、罰則が科せられ、降格や減給、休職などの措置が取られます。加害者は社会人ですので、自分でしたことのすべてを償うことになります。

いじめ加害の中心人物は、関係嗜癖の持ち主で、いじめ被害者を執拗に攻撃します。

周りはそれに追従する人々です。

いじめ加害の中心人物（関係嗜癖の持ち主）がいなくなると、いじめの方向性が無くなり、それまでの被害者がいじめられなくなります。

いじめをすると、加害者側が転校し、罰則を与えられることが明らかになると、周りでいじめに加担していた人も、いじめを止めていきます。（いじめ継続が困難になります。）

いじめ加害グループの全員を**転校させないでもいい**のです。

関係嗜癖の持ち主のいじめ加害の**中心人物一人**（関係嗜癖の持ち主）**だけ**が、**転校**すれば、事態が収束します。

勿論、その後、いじめ（関係嗜癖）に関する教育は必要です。

いじめ被害者が転校していくのは悪い兆候です。いじめ加害の状況は変わっていないので、次のターゲットになる**いじめ被害者がまた出てくる**からです。**いじめ被害者の転校**では、**いじめ事件が再発**します。

いじめ加害の中心人物は、転校しても本人の関係嗜癖の問題は継続します。
いじめ加害の中心人物の関係嗜癖を治療しないかぎり、状況が整えば、同じようないじめやパワハラ、DV（ドメスティックバイオレンス）、児童虐待などの問題行動を起こしてしまいます。

学校側にとって良いことは次の 3 点です。
いじめ問題が無くなる。他の人もいじめをしなくなる
いじめ問題にきちんと対応する学校として、評価が上がる
何度注意しても、いじめをやめられない加害の中心人物の反省の機会になる

いじめの中心人物一人（関係嗜癖の持ち主）が転校する事で、**「底付き」**に近い体験となり、関係嗜癖を止めるきっかけとなります。
「安全を保証する」ことと「両価性に共感し，まずは治療関係の継続を目指す」ために、いじめ加害の中心人物には、新しい環境での SST（ソーシャルスキルトレーニング）・教育・治療などをする事が良いのです。

いじめの中心人物一人（関係嗜癖の持ち主）が関係嗜癖の環境から離れて、別の学校で、責められる事なく、関係嗜癖の治療を受けることが重要ですが、足立区立辰沼小学校のようないじめ予防が出来ている学校の環境を提供するのは、現段階では困難です。

参考文献；依存症・嗜癖をみるための標準的知識と技能、精神科治療学 36(2) ;20 1-207, 2021

204 ページ「2. 安全を保証する」
依存症と嗜癖行動の臨床では治療の場の安全が不可欠である。ここでいう「安全」とは，医者から自身の言動を頭ごなしに批判されたり，断酒，断薬，断ギャンブルを強要されたりせず，正直に発言したことが，自身の不利益につながらない治療環境を意味する。

205ページ「5、両価性に共感し，まずは治療関係の継続を目指す。」
治療者が正論を語り，物質使用や嗜癖行動を「悪いこと」「よくないこと」と裁くのは避けなければならない。むしろ物質使用や嗜癖行動には，必ず適応的な側面（メリット）と不適応的な側面（デメリット）があるという姿勢がよい。また，診察室に登場する患者はほぼすべて，「やめたい気持ち」と「やめたくない気持ち」との間で迷っていると捉え，その両価性に共感する姿勢も大切である。治療上の最大の弊害は治療関係の中断である。

1、被害者側の対策

「ユースガーディアン」や「一般社団法人　ヒューマン　ラブ　エイド（HLA）」など、本当に一緒に協力して、活動してくれる人物・組織を探しましょう。

ユースガーディアン
http://ijime-sos.com/

一般社団法人　ヒューマン　ラブ　エイド；HLA
http://www.humanloveaid.com/kakekomi.html
http://www.humanloveaid.com/abput.html

いじめの相談を受けるとして存在する人物・組織のほとんどが、全く行動しません。困っているいじめ被害者の役に立たない組織ばかりです。そのような組織にいくら相談しても、時間がかかるばかりで全く益はありません。

いじめ予防の教育のために、教師と児童・生徒、保護者の全員に、下記の YouTube 動画を見てもらうように要求しましょう。

いじめ解説動画
http://www.ka-mental.jp/ijimekaisetsu.html

私立学校でいじめ被害に遭った場合は、人事権や財源を握っている理事長・理事会がどう動くかで事態が変わってきます。

1）いじめ加害の中心人物（関係嗜癖の持ち主）を特定する。

いじめの中心人物一人（関係嗜癖の持ち主）を特定しましょう。他の人の後ろに隠れているかもしれません。しかし、被害者にははっきりわかると思います。

2）情報を集め、文章にまとめる。

時系列で、感情的な文言を入れないで、書き出してみましょう。
証拠や証人も集めておきましょう。

3）いじめ協力者（いじめの中心人物の周りにいる人を引き剥がす。

周りの協力者（いじめ加害者と傍観者）を中心人物から引きはがすために、いじめは関係嗜癖だということを広めていきましょう。

担任、クラブ顧問の引きはがしのために、理事長・理事会を巻き込みましょう。人事権と財源を考えると、働きかけなければいけないのは、理事長と理事会です。

いじめ協力者と理事長・理事会に、いじめが関係嗜癖であるという情報を提供しましょう。「いじめの本態と予防」（アルタ出版、岸本朗・後藤百合枝・金子基典・岸本真希子著）や亀有メンタルクリニックのホームページなどを活用しましょう。

学校の生徒など協力してくれるひとの SNS などにも、いじめが関係嗜癖であるとの情報を提供していきましょう。

上記のように、全ての手を使って、**いじめ加害者を孤立化**していきましょう。いじめ加害から、**協力者を引きはがし**ていきましょう。上記を実行する覚悟がないと、いじめ被害者側は、いじめ加害者側に対抗できません

今後のためには、**居心地の良い学校**（先生や学校だけでなく、子供を尊重する学校、いじめ被害者を出さない学校）リストを作って公開することが必要だと考えています。

ena や四谷大塚、栄光ゼミナールなどの大手の塾にも情報を提供していくことも大事になってきます。

いじめ被害者は、トラウマを持っているため、複雑性心的外傷後ストレス障害（complex posttraumatic stress disorder：CPTSD）にならないように、CPTSD が悪化しないように、トラウマ対策をしていきましょう。（別項参照 トラウマとの闘い）

2、加害の中心人物が取るべき方法

転校しましょう。いじめを起こしてしまった学校では、治療的な場所には、なりません。そのままその学校に**在籍し続けると**、**嗜癖・依存症は徐々に悪化します**。

将来、DV、児童虐待、パワハラ などをしないように、別の学校に通って、教育、SST、カウンセリング、治療などを受けましょう

3、巻き込まれた加害者・観衆・傍観者が取るべき方法

いじめ加害の中心人物（**関係嗜癖の持ち主**）から**離れましょう**。**巻き込まれない**ように、**身代わりにされない**ように気をつけて行動しましょう。**一緒にいると**、**嗜癖・依存症の考え方が染み付いて**しまい、また、いじめをしたくなってしまいます。将来、パワハラ、DV、児童虐待など問題を起こさな

いよう注意しましょう。

参考文献
精神科治療学 Vol.36No.2Jun.2020、P201-207
依存症・嗜癖を見るための標準治療と技能

続発性の関係嗜癖・依存症

学校側がいじめを隠蔽し、**いじめが長期**になると、誰がいじめ加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）なのかわからなくなることがあります。いじめの当初なら、すぐにわかるはずの加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）を一人に特定することが、時間が経つにつれ困難になってくるのです。

いじめが始まった当初から、詳しく調べていかないと、**一番初めに巻き込みを始めた加害者**なのか、巻き込まれた加害者なのか、を確認することが出来ません。そのようなときには、いじめ加害者・被害者の人間関係を時系列にして整理し、丁寧に調査をして、いじめ加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）を特定していきます。

いじめ加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）がわからなくなるのには理由があります。

学校側のいじめの隠蔽・**長期化**により、いじめ加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）だけではなく、他の加害者の一部が、関係嗜癖・依存症になってしまっているからです。いじめ加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）と一緒にいると、**嗜癖**・**依存症の考え方が染み付いて**しまうのです。**続発性の関係嗜癖**・**依存症**の**発症**です。

中途半端な、謝罪の会を行って、加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）と同等に**叱られた**いじめ加害の中心人物（関係嗜癖・依存症の持ち主）でない加害者も、続発性の関係嗜癖・依存症になりやすくなります。

いじめ加害の責任を自分に押しつけられたように感じたいじめ加害者は、自己防衛のため、言い訳をして、他の人を巻き込んでいきます。「私はたいした**いじめ**はしていない。でも、**私の責任**にされて、嫌な思いをしている」と考え、周りの人にもそのように伝え、巻き込んでいきます。（**被害者コスプレ**；被害者として、振る舞い、他の人に害を加える事・行為）

特定の**いじめ被害者を決めて**、**周りの人を巻き込んでいく加害者**は、**いじめの方向を決めて**います。このことは、加害者が被害者に対して、**関係嗜癖・依存症を持っている**ということを示します。

続発性の関係嗜癖・依存症を持たないように、**巻き込まれない**ように、**身代わりにならない**ように、注意しましょう。

続発性の関係嗜癖・依存症・依存症でも、被害者と同じ学校での SST（ソーシャルスキルトレー

ニング）・教育・治療などが困難になり、転校を余儀なくされます。

いじめ加害の中心人物（**関係嗜癖・依存症の持ち主**）から**離れましょう**。**巻き込まれない**ように、**身代わりにされない**ように気をつけて行動しましょう。**一緒にいると**、**嗜癖・依存症の考え方が染み付いて**しまい、また、いじめをしたくなってしまいます。将来、パワハラ、DV、児童虐待など問題を起こさないよう注意しましょう。

正常な学級・学校

スクールカーストが無い。（学級経営がうまくいき、いじめ防止対策を行っており、**居心地の良い学級**・学校になっている）

たまに、行為嗜癖（プロセス嗜癖）によるいじめ行為がある。

いじめ第１期；行為嗜癖（プロセス嗜癖）期

スクールカーストが有る。（学校がいじめ問題に関心がないため、いじめ防止対策を行っていない）

日常的に、行為嗜癖（プロセス嗜癖）による**いじめ行為**が起こっている。

いじめ第 2 期；単独の関係嗜癖・依存症期

スクールカーストが有る。（学校がいじめ問題に関心がないため、いじめ防止対策を行っていない）

行為嗜癖（プロセス嗜癖）によるいじめ行為が日常茶飯事で起こっている。

加害の中心人物（**関係嗜癖**・**依存症**の持ち主）が**一人**いて、被害者一人を**いじめ**ている。（周りの人を巻き込んで、被害者を**孤立化**させていきます。）

いじめ第 3 期；多数の関係嗜癖・依存症期

スクールカーストが有る。（学校がいじめ問題に関心がないため、いじめ防止対策を行っていない）

行為嗜癖（プロセス嗜癖）によるいじめ行為が日常茶飯事で起こっている。

加害の中心人物（**関係嗜癖**・**依存症**の持ち主）が**多数**いて、被害者一人を**いじめ**ている。

いじめ自殺が起こるのは、たいてい、いじめ第 2 期（単独の関係嗜癖・依存症期）といじめ第 3 期（多数の関係嗜癖・依存症期）です。上記のどの状況にあるのかを考え、早目早目に適切な手当を行うことが必要です。

人によっていじめの捉え方が違うのは、それぞれの人が、別のいじめの時期をみているためです。

参照
私立学校のいじめ対策
http://ka-mental.jp/ijime_taisaku.html

関係嗜癖と虐待行為

嗜癖

一般的には、アルコール・たばこ・ギャンブル・薬・ゲーム、そして買い物や仕事や性行為など、ある特定の物質や行動、人間関係を特に好む性向のことです。

医学的には、生活などの支障が出てくるまで、「好む性向」に没頭してしまうことをいいます。

嗜癖やアディクションは広義の依存症を指し、「コントロールできない悪い習慣」という意味で使われます。

嗜癖には「物質への嗜癖」「行為への嗜癖」「人間関係への嗜癖」の 3 種類あります。

「物質嗜癖」とは、アルコール・タバコ・薬物を摂取することに嗜癖することです。

「行為嗜癖」とは、ギャンブル・暴力・万引き・仕事・性犯罪・自傷行為・買い物・インターネット・ゲームなどに嗜癖することです。

「人間関係嗜癖（関係嗜癖）」では、自分の思い通りに相手を動かす事に嗜癖します。思い通りにならない場合に虐待が始まります。

関係嗜癖による虐待行為には、ドメスティックバイオレンス（DV）、児童虐待、パワーハラスメント（パワハラ ）、いじめなど、発生する場所により、様々な名称で呼ばれています。

嗜癖と依存症

厚生労働省ホームページの依存症の説明では、以下のようになっています。

医学的定義では、ある特定の物質の使用に関してほどほどにできない状態に陥る状態を依存症と呼びます。

依存症の診断には専門的な知識が必要ですが、特に大切なのは本人や家族が苦痛を感じていないか、生活に困りごとが生じてないか、という点です。

本人や家族の健全な社会生活に支障が出ないように、どうすべきかを考えなくてはなりません。

人が「依存」する対象は様々ですが、代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等があります。

このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、やめられない、ほどほどにできない状態をいわゆる依存症といいます。

素行障害（行為障害）

いじめ加害者は、関係嗜癖ですが、悪化すると素行障害の診断基準を満たすようになります。素行障害については次の事がわかっています。

・10歳以前に発症を認める小児期発症型の素行障害は男性に多く、攻撃性が強く、成人後も問題を残し反社会性パーソナリティ障害になりやすくなります。
・素行障害の少年の脳活動では、自己制御や理性の部分を司る脳内の部位が反応していないことが示され、利己的・自己中心的な個体保存の衝動的な行動が抑制されません。
・素行障害で臨床紹介された子どもは、84%が大人になっても何らかの精神障害の診断を受け、犯罪行為、身体的な機能障害、社会への不適応などの問題を持っています。

関係嗜癖があると、虐待行為が行われ、被害者にトラウマが出来、複雑性 PTSD を発症します。逆に言うと、複雑性 PTSD があるところには、関係嗜癖が存在する可能性がたかくなります。

虐待行為への対応策

関係嗜癖が、問題として発生した環境では、加害者の学習・治療は困難で、加害者の状態が改善するより前に、被害者の虐待死・自殺など取り返しのつかない状態になってしまいます。

そのため、家庭内での虐待行為である DV、児童虐待では、家庭の中心である加害者から、被害者を保護することにならます。

会社などでは、パワハラ問題で被害者が泣き寝入りをして退職することが多く、問題となっていました。現在は、法的整備がされ、関係嗜癖である加害者が同じ環境にいると、次の被害者が出てしまうため、加害者が異動することになります。

いずれにせよ、被害者を保護し、加害者の虐待行為を物理的に不可能にするため、関係嗜癖である加害者と被害者を引き離して、被害者の安全を確保するのです。

いじめでは、被害者が自殺するか、虐待死するか、不登校なるか、転校をして、物理的に関係嗜癖である加害者との接触が無くなるまで、いじめという虐待行為はなくなりません。

関係嗜癖である加害者を、別の学校に転校させて、いじめ問題を解決する方法を取る学校もあります。

このように考えていくと、いじめ問題が起こらないように学校の環境を整えていくことが重要になります。普段から、いじめ防止教育をして、弱者に居心地の良い環境作りをして、いじめ問題が発生しないようにしなければなりません。

参考文献、図書
こころの科学№.. 180／7-2015、病としての依存と嗜癖、成瀬暢也
「子どもと青年の素行障害」明石書店、アラン・E・カズン著
「いじめの本態と予防」アルタ出版、岸本朗、後藤百合枝、金子基典、岸本真希子著
厚生労働省、依存症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html

関係嗜癖の家族

親も関係嗜癖度だと厄介な事が起こります。「教育委員会を巻き込む。」「警察を巻き込む。」「長期化する。」などの問題が起こってきます。

以下は、典型的なケースとして、いじめの経過の流れを変えないように編集したものです。

X年中学１年

X年４月

休み時間に、特別教室に移動する際、Bに突然「死ね」と言われるようになった。

X年５月

Bは、被害者が話しかけるたびに、中指を立てて「FUCK」「死ね」と言うようになった。被害者が、Bに何故そんなことを言うのかと問うと「ウザイから」と答えた。

X年６月

徐々にいじめ加害者の人数が増えて、BとCの二人で被害者に暴言を吐くようになる。Cは「キモイ」「ウザイ」「クサイ」「顔ブサイク」などと言ってくるようになっていた。

X年７月

BとCが、他の人もいじめ加害に巻き込むようになっていった。

連日、Cが「キモイ」「ウザイ」「死ね」と言ってくるようになり、被害者が友人と話をしていると、Cが横を通って「キモイ」と言いながら通り過ぎた。Cが会話に入ってきて、「被害者はキモイよね」と友人に同意を求めてきたりした。

Cは「キモイよねー」「ウザイよねー」とまわりに5人に同意を求めるように言うようになり、周りの同級生もそれを聞いて笑うようになっていった。

その頃から、Aに足をひっかけられるようになった。Aは十数回にわたり、**笑いながら**、足をひっかけようとしていた。そのため、被害者は躓いたり、顔面から倒れることがあった。被害者の鼻にメ

ガネがあたり、怪我をしたこともあった。（**関係嗜癖**があり、被害者を**いじめて**、**楽しんでいる**）

X年 8 月

ABC ふくめたクラスメートなど十数人に連れまわされて、暴言を受け、暴力があった。

X年 9 月

放課後、クラスメートで遊んでいると、Aが絡んできて、執拗に柔道の技をかけてきた。

その後、Aがヘッドロックをかけてきたため、ヘッドロックを外すために、いじめ被害者は、Aを投げてしまった。「Aは、怪我の訴えも無く、救急車も呼ばなかったため、Aは怪我もなく帰宅した」と被害者は考えていた。

翌日、「頭を怪我した」とのことで頭に包帯を巻いてきた。被害者を警察に訴えると騒いで、警察から問い合わせもあった。

（X+3 年 3-4 月中学 3 年ー高校 1 年の時点で考えると、Aは被害者コスプレをしている）

警察に事情を聞かれたことをきっかけに、被害者は、不安感、抑うつ気分、自殺念慮が強くなり、家に引き込もるようになった。

以後、被害者は不登校である。

X+3 年 3-4 月中学 3 年ー高校 1 年

X+3 年 3 月下旬に、「X年 9 月にAを投げてしまった」件で、警察から、調査したいと話が来た。

警察からの電話の後、いじめ被害者は不安感、抑うつ気分、自殺念慮が強くなった。

Aは関係嗜癖を持っており、Aの家族も同様に関係嗜癖を持っています。

加害者の子供だけでなく、加害者の親も関係嗜癖を持っていると、いじめ関係が終わったように見えた後でも、何年か経っても、何かのきっかけで、いじめを再開することがあります。

上記の例では、親も関係嗜癖の考え方をしており、学校や警察を巻き込んで、いじめ被害者家族に嫌がらせをしました。

トラウマ反応・複雑性心的外傷後ストレス障害（complex posttraumatic stress disorder：CPTSD）・震災トラウマ

いじめ・児童虐待や震災・戦争などのトラウマにより、様々な反応・傷害が発生します。

トラウマ反応

トラウマ反応

外傷体験によって、様々な心理的反応が生じる。これらの反応をトラウマ反応と呼ぶが、トラウマ反応は、異常な体験ではなく、極度の危険に巻き込まれた人ならば誰にでも生じる反応であり、「異常な状況に対する正常な反応」と考えられている。外傷体験がある場合、PTSD を予防することは重要な課題であるが、PTSD だけがトラウマ反応ではない。トラウマ反応では次のような様々な症状や変化が生じる。

（1）**感情・思考の変化**

信じられない出来事が起きたために、現実を受け止められない、何が起きたのか、どうすればよいのかわからない、ただ茫然としてしまったり、恐怖や不安に駆りたてられる気持ちで一杯になることがある。大切な人や物を失った喪失感から、悲嘆や落ち込み、うつ的な感情に支配されることもある。事件を引き起こしたものに対して、怒りやいらいらが生じ、その出来事に対する感情が抑えきれなくなり、突然、涙がでてきたり、自分自身の責任であると考え、自分自身を責めたりすることもある。

方向感覚を喪失したり、注意が散漫になり、小さな物音に対しても過敏になったり、これまでできていたことができなくなったりする。出来事について、全く考えることができない時期と考えすぎてしまう時期が繰りかえされる。

（2）**身体の変化**

恐怖・不安のために、過度の緊張状態となり、眠れない、動悸、筋肉の震え、頭痛、腹痛、寒気、吐き気、痙攣、めまい、発汗、呼吸困難などの症状が現れる。

（3）**行動の変化**

感情の変化が行動に表れる。怒りが爆発したり、ふさぎこんだりする。出来事を思い出す場所を回避したり、閉じこもったりする。安心を求めて添い寝を求めたり、母親から離れなくなることも多い。過食や拒食、薬やアルコールへの依存などの行動も起きやすい。

トラウマの雪だるま効果

幼児期のトラウマ的出来事があると、その後の学童期、青年期、成人以後の職場適応などにおいて、しばしば困難なトラブルに直面します。「トラウマがトラウマを生む」ような場合にトラウマの雪だるま効果と呼ぶ精神科医もいます。

累積トラウマ効果

トラウマ歴のある人は、その後の人生のところどころで「拾わなくてもいいトラウマを拾って傷口を広げ、トラウマ記憶を重いものにする」可能性があり、精神科医の白川美也子は「累積トラウマ反応」と呼んでいます。

トラウマ体験が重なるほど PTSD を発症しやすい—これが「累積トラウマ効果」と呼ばれる現象です。実際に、トラウマの回数が増えるほど PTSD やうつの発症率が高くなり、症状が複雑化しやすくなります。また成人期になってからのトラウマよりも子ども期トラウマのほうが、複雑化しやすくなります。

つまり、トラウマが多ければ多いほど、しかもそれが子ども期であればあるほど、その後のトラウマ体験による PTSD は重症化しやすいのです。

複雑性心的外傷後ストレス障害（complex posttraumatic stress disorder：CPTSD）

いじめ・児童虐待や震災・戦争など「破局的なあるいは過度に持続するストレス」を経験した後にパーソナリティの変化が生じた時に使用される診断名であり、その中核症状は、外傷と関連した世界に対する不信、社会的引きこもり、空虚感、無力感、回避です。

複雑な心的外傷への暴露の後

（1）　心的外傷の再体験

（2）　再体験の入念な回避

（3）　脅威の持続的な知覚

パーソナリティの変化

感情調整の問題；情動反応性の亢進、暴力的な爆発、自己破壊的行動、解離、情動麻痺

陰性の自己概念；否定的な信念や予想、持続的で歪んだ認識、持続的な院生の感情状態

対人関係の問題；対人交流を避けたり軽蔑したり関心を示さない。親密な対人関係を維持できない。

関係嗜癖の人がいると、虐待行為が行われます。被害者にトラウマが出来て、複雑性 PTSD を発症します。戦争や天災などの災害や命に係わる大きな事故にに遭ったことがない人が、複雑性 PTSD を発症した場合にには、その被害者の周りに、関係嗜癖の加害者が、存在するということです。

児童の複雑性 PTSD の対応

特に児童の複雑性 PTSD の対応には大きく三つの目的があると考えられています。

1、 **安全を確保**してさらなるトラウマの予防を行う

2、 起きてしまったトラウマに引き続き起きた反応に対応する

3、 子どもの長期的な成長を支えていく

震災トラウマ

天災と人災の影響の違い

1、 人災または人為的なトラウマは、世界観や他人にたいする見方、人間信頼を大きく変えます。
2、 天災や災害によるトラウマは、より実質的で具体的な喪失による心の痛手にとどまります。
3、 多感な思春期や青年期における人災は自己の価値観や基本的信頼、生きることの意味などに破壊的なダメージを与えます。

天災や災害によるトラウマであっても、その後の環境で、人災または人為的なトラウマが加わり、世界観や他人にたいする見方、人間信頼を大きく変え、自己の価値観や基本的信頼、生きることの意味などに破壊的なダメージを与えます。

震災・戦争のトラウマは、その経験が厳しすぎるほど、他人に話が出来ないものです。沖縄戦の生き残りも、トラウマがひどくて戦争体験を語ることが出来る人は極わずかです。

虐待された難民において PTSD は一般の人よりも8倍高い率で発生します。また、難民や移民においては、統合失調症の発病率が高まります。
沖縄では、戦後60数年過ぎてからも PTSD その他のストレス反応が発症しています。

雲仙普賢岳火砕流による被災者は、避難回数が多いほど全般的に健康度が悪化しています。避難生活という環境因が住民のストレス度に直接反映しており、避難回数が4回を越すと不安や不眠・快感消失等の面で明らかに健康度が悪化します。
福島県の平均避難回数は、3.36 回でした。

戦後の沖縄県民、雲仙普賢岳の避難民、震災後の福島避難民など、以前、住んでいたところに戻れないときは、避難生活が長期化します。
沖縄県民は、戦前二等国民とさげすまれていたため、避難先で沖縄出身者であることを隠して、生活していました。沖縄の方言も使いませんでした。
福島県民も、補償金をもらっていたとか、放射能汚染の問題で、スティグマを持っています。
福島県外に避難して生活する人にとって「フクシマ」という言葉は自分が否定されるときの口実になりました。「フクシマだから」というスティグマに直撃された当人たちは、まるで自分が悪いことでもしたかのように沈黙するか、避難者であることを隠して生きていきます。

参考文献

トラウマティックストレス—PTSD およびトラウマ反応の臨床と研究のすべて、誠信書房、著者；B.A.ヴァン・デア・コルク、A.C.マクファーレン、L.ウェイゼス編、監訳者；西澤　哲

複雑性PTSDの臨床“心的外傷～トラウマ”の診断力と対応力を高めよう、金剛出版、原田誠一編

沖縄戦の心の傷—トラウマ診療の現場から、大月書店、著者；蟻塚亮二

3・11 とこころの災害—福島に診るストレス症候群、大月書店、著者；蟻塚亮二・須藤康宏

精神科治療学 Vol.35No.6Jun.2020、P573-578
複雑性 PTSD のこれまでとこれから

文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/003/010/005.htm

トラウマは、公衆衛生の問題

公衆衛生とは、疾病を予防し、生命を延長し、身体的、精神的機能の増進をはかる科学であり技術です。広く社会的なレベルで健康の維持と図られます。

身近な例でいえば、風邪や新型コロナウイルスなどの感染症予防のために、幼児のうちから「うがい、手洗い」の予防策を教え、生活習慣として身に着けさせることも、公衆衛生の取り組みです。

子供が生きる上で欠かせない安心や安全が守られていない環境は逆境（adversity）と呼ばれ、トラウマとなりうるいじめや児童虐待などが含まれます。

目の前の支援を必要としている人が、もしかしたらトラウマを有しているかもしれないという視点を常に持ちながら、トラウマに配慮した、トラウマに優しい支援を構築していくことが、トラウマ・インフォームドケア（trauma-informed care：TIC）です。

いじめ問題では、相談機関がたくさん存在しています。警察や学校・教育委員会等も、いじめ問題の相談機関です。

しかし、そのほとんどの機関がトラウマ・インフォームドケア（trauma-informed care：TIC）・エンパワメントについて知らないか、または、TIC・エンパワメントを実行しておりません。TIC・エンパワメントを行わない組織は、いじめ被害者には全く益はありませし、逆にいじめ被害者には害になっています。

TIC は．支援現場での再トラウマ化（小児期逆境体験やトラウマを有する人を支援者が再び傷つけてしまうこと）を予防するために生まれてきた概念でもあります実際医療・保健福祉・教育・司法領域のさまざまなサービス機関で「通常業務」としてなされているさまざまな行為が，結果的に再トラウマを与える行為となってしまっていることが少なくありません（亀岡， 2020）

被害者のトラウマを増やさないために警察や学校・教育委員会等は、トラウマ・インフォームドケアやエンパワメントについて学んで、実行してほしいと考えます。

トラウマ・インフォームドケア

トラウマ・インフォームドアプローチを展開するには、組織的協力が必要です。

6 つの原則

1，安全

ケアの提供者だけでなく、ケアを受ける方、その家族にとって安全かどうかが重要です。さらに、「対人関係が安全感をもたらすようにする」ということ事がもっとも重要です

2，信用と信頼に値する透明性

組織の活動と決定は、ケアを受ける方や家族、その他のスタッフとの信頼関係を構築し維持するという目標を掲げ、透明性を持って実施します。

3，ピアサポート

ピアサポーターは「病気を経験した『専門家』」です。ピアサポートは、信頼の醸成、安全の確立、そしてエンパワメントにとってカギとなる「媒介（vehicle）」です。

4，共同と相互性

スタッフと患者、組織に属する直接ケアを提供するスタッフと組織の管理者の力関係が平等であることを重視します。関係性や権限や大きな決定に際して、相互に意味のある共有が生まれることで癒し（healing）が起こります。

5，エンパワメント、声をあげる、そして選択する

組織全体やサービスを受ける患者は、個々の強み（ストレングス）や経験を持つことを認め、それを活かしていきます。これらには、リジリエンスへの信念、個人や組織、コミュニティにはトラウマから回復するための力があるという信念が必要です。

6，文化的、歴史的、そして性差の問題

組織は、積極的に過去の文化的な画一的な見方（ステレオタイプ）やバイアス（人種・民族性・性

的志向・年齢・宗教・ジェンダーアイデンティティ・地理性など）を改変していく必要があります。

トラウマ・インフォームドアプローチを実践する 10 のガイダンス

1，統治・管理とリーダーシップ

組織内に特定の責任者を任命して、業務の指導および監督をします。トラウマ的な体験をしている患者や家族さらにスタッフの声を聴き、参画することを支援します。

2，理念

トラウマ・インフォームドアプローチを明文化し、理念及び手順を設定します。

3，組織の物理的環境

組織は、安全で静かな安心感に満ちた物理的環境を整えます。

4，治療中の回復期の患者、トラウマサバイバー、消費者および家族が従事および関与することについて

患者とスタッフとの間で信頼関係を形成し、「力関係がある」という感覚をなくし、すべての人の発言権や選択権を認めます。

5，部門を超えた協働

組織横断的な協働は、トラウマの理解およびトラウマ・インフォームドケアの原理を共有することで成り立ちます。

6，スクリーニングアセスメント、治療サービス

実践者は、適用可能で最善の実証的根拠および科学の基づいた介入を行います。

7，教育と人材開発および労働環境改善

組織はトラウマやピアサポートに関する継続的な教育と訓練を全スタッフに行います。人事システムとしては、トラウマ・インフォームドケアの原理に基づいて、採用、スーパービジョン、および評価をします。

8，変化を見続けることと質の保証

トラウマ・インフォームドケアの原理と根拠に基づいたトラウマに特化したスクリーニング、評価および治療が行われているかを継続的に評価し、その過程を追い、持続的に見守ります。

9，予算

トラウマ・インフォームドアプローチをサポートするため、スタッフの教育と訓練のための指導者の費用、ピアサポーターの導入費用など、安全な環境を作るための予算が必要です

10, 評価

匿名性と秘密を保持して、取り入れたサービス、またはプログラムの導入と効果を評価します。

再トラウマ化を防ぐために回避したいこと

・強制的な対応
・威圧的な態度：腕を組む、挑発的な態度
・大声・命令口調・暴言
・不親切な態度・無関心な姿勢
・支援の内容や、目標を十分に説明しない
・支援方針の突然の変更、約束を破る
・相手に誤解を与えるようなことば遣い
・支援機関の掲示物などのことば：暴力・禁止

持続可能なトラウマインフォームドケアのために必要なこと（亀岡ら， 2018）

1. 日常的にトラウマ曝露とそれに関する症状のスクリーニングをする.
2. トラウマ関連症状に対し効果が実証されたントと対応方法を使用する.
3. 子ども・家族・支援者が利用可能なトラウマケアに関するリソースを作成する.
4. トラウマに影響されて脆弱になっている子どもと家族のレジリエンスや保護要因を強化する.
5. 養育者のトラウマとそれが家族システムに与える影響に対応する.
6. 子どものサーピスシステム全体での持続的なケアと協働を強化する.
7. 二次的トラウマに対応し，支援者へのケア環境を整え，支援者のレジリエンスを高める.

子どものPTSD評価の際の留意点

1. 事前に一般的なトラウマの心理教育を実施する
2. 回避症状に留意する.
3. 子ども本人から聴取する.
4. 症状を具体的に聴取する.
5. 養育者や周囲の大人から情報を収集する.

特に、人為的な災害に介入しようとするとき、支援者は、その対立関係に巻き込まれないで済むわけがありません。

トラウマとなるものが人為的なものである場合には、そこには必ず「加害者と被害者」の対立構

造が発生します。被害者に対しては「あなたは悪くない、加害者が第一義的に悪い」ということを何度も強調して、支援者は明確に被害者の立場を支持する必要があります。この時に支援者が中立であることはとても有害です。

エンパワメント

エンパワメントは、人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させることです。

エンパワメントの原則

1， 目標を当事者が選択する
2， 主導権と決定権を当事者が持つ
3， 問題点と解決策を当事者が考える
4， 新たな学びと、より力をつける機会として当事者が失敗や成功を分析する
5， 行動変容のために内的な強化因子を当事者とサポーターの両者で発見し、それを増強する。
6， 問題解決の過程に当事者の参加を促し、個人の責任を高める
7， 問題解決の過程を支えるネットワークと資源を充実させる
8， 当事者のより良い状態（目標達成やウェルビーイングなど）に対する意欲を高める

エンパワメントの必須条件

大事なのは以下の 3 つがすべてそろっていることです
1， 希望；希望につながるゴールが見えること。
2， 信念；自分にはゴールに向かう力があると信じられること。自己効力感や組織効力感（外界の事柄に対し、自分あるいは組織が何らかの働きかけをすることが可能であるという感覚）が持てること
3， 意味；ゴールに挑む自分とその努力への意味づけができること。

エンパワメント実現への8要素

エンパワメントを実現するためには、**8 つの要素**（Eight Values for Empowerment）を満たすことが重要です。これらの8つの要素は、効果を測定する評価しようとしても活用できます。

1、 共感性 empathy
メンバー間、あるいはメンバーのプログラムへの共感性が欠かせません。自分の意志を持ちながら、他社にも同じように明確な意思があることを認めます。他社の意向を受け止め、自らのことと

置き換えて他者の意向と理解することができるかの指標です。

2、自己実現性　self-actualization
メンバーひとりひとりが、自己の活動によって自己の価値観を実現することができると感じるかの指標です。自己実現性が高い活動であれば、人びとは自ら率先して参加します。

3、当事者性　inter sectoral
メンバーひとりひとりが、人ごとではなく、自分のこととしてかかわってるかの指標です。

4、参加性　participation
メンバーひとりひとりが、どの程度活動に影響を与えているかの指標です。

5、平等性　equity
メンバーの連帯を促進するうえで必須です。参加者が、プログラムの内容やフィードバックを平等であると感じているかの指標です。

6、戦略の多様性　multi strategy
多様性は、多様な資源の確保につながる大きな強みです。ワンパターンではなく、さまざまな戦略を複合的に組み合わせてプログラムを遂行しているかの指標です。

7、可塑性　plasticity
可塑性はさまざまな状況変化に柔軟に対応できるかの指標であり、個人や組織の発展に大きな影響を及ぼします。

8、発展性　innovation
将来への発展性や持続可能性は、メンバーに安定感をもたらします。将来を描くことで、現在の自分あるいは自分たちの行動規範を設定し、役割を戦略的に決めることができます。発展へのイノベーションや安定した継続の見通しがあるかを評価指標とします。

エンパワメント技術モデル

エンパワメント技術モデルは、エンパワメントに必要な技術を、段階別と領域別に明示できるよう図式化したものです。対象のフェーズを「段階」として、また手順を踏まえて把握する必要のあるポイントを「領域」として整理しています。これを **CASE モデル**（Creation, Adaptation, Sustenance, and Expansion）といい世界各国で活用されています
エンパワメントは、つねに発展し変化する状況を踏まえることが大切です。

「創造」「適応」「維持」「発展」の４段階を意識しながら進めることで、当事者の参画を促すより効果的なエンパワメントにつながります。

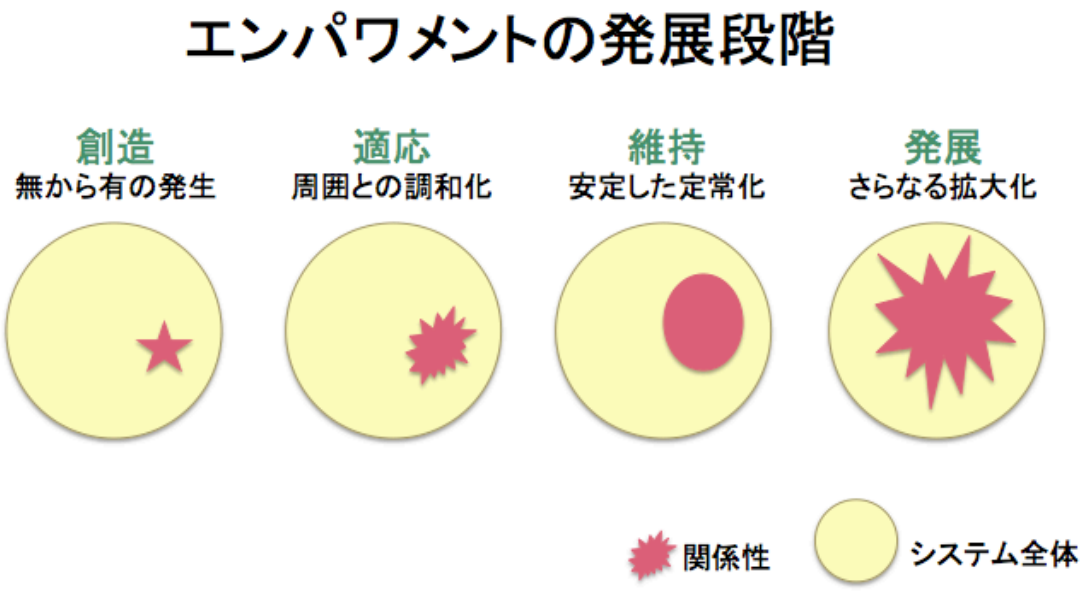

図.エンパワメントの発展段階（Anme　&　MaCcall,2008）

参考文献

トラウマ・インフォームドケア、精神看護出版、川野　雅資
トラウマインフォームドケア、日本評論社、野坂　祐子
子どもの未来をひらくエンパワメント科学、日本評論社、安梅　勅江
いのちの輝きに寄り添うエンパワメント科学
—だれもが主人公　新しい共生のかたち—北大路書房、高山　忠雄監修
沖縄戦の心の傷—トラウマ診療の現場から、大月書店、著者；蟻塚亮二

精神科治療学 Vol.35No.6Jun.2020、P579-582
トラウマインフォームドケアの意義と広がり
—見逃されがちなトラウマへのケアに向けて—

精神科看護 2021.2.Vol.48No.20、P004-012
トラウマインフォームドケアを臨床で展開する

小児の精神と神経 60（2）：　P137-144、2020
小児精神神経科領域とトラウマインフォームドケア

参考ホームページ
エンパワメント科学：新たな実践知の展開に向けて
http://plaza.umin.ac.jp/~empower/anme/research/about_empower/

いじめによる CPTSD の発症と学校側のケアの問題

いじめや虐待などの体験が原因になる PTSD は、「複雑性 PTSD」と呼ばれます。
たび重なるいじめなどによって気分落ち込んだり、認知が歪んでしまって、さまざまな症状が認められるので、複数の病気の診断を重ねてつけられています。いじめや虐待をうけていた患者さんの症状で多く見られるのは、衝動性、自傷行為、対人関係障害などです。診断名としては、適応障害、うつ病、解離性障害などが上げられます。
これらの表面的な症状を取り上げて診断をしても、その本質は心的外傷（トラウマ）による反応です。ですから、個々の症状を治療していてもよくなりません。その本質にあるトラウマに対して治療が必要であることを意味します。

PTSD が一度のショックにより発症するのに対して、複雑性 PTSD は恐ろしい体験が単発ではなく、何度も何度も繰り返して起こることにより発症するものです。この体験とは主に幼少時の虐待、家庭内暴力（DV）、いじめなどです。
成長の過程でこうした体験をした子供は、その後の気分や物事のとらえ方に対して大きな影響を与えます。うまく友達と遊べなくなってしまったり、うまく異性と付き合ったりといった年頃に見合った行動ができなくなります。社会的な孤立から、自分自身や他者に対する考え方にもゆがみが出てきてしまいます。生きる意欲などを失ってしまうこともあります。

衝動的な行動が目立ったり、うつ状態となったり、対人恐怖から外出困難になり、引きこもりになる人もいます。
認知や行動の変化が強くなってしまい、パーソナリティの変化が起こってきます。
いじめによる心的外傷では、受けた後すぐにではなく数年経過してから発症することもあります。

複雑性心的外傷後ストレス障害（complex posttraumatic stress disorder：CPTSD）

いじめ・児童虐待や震災・戦争など「破局的なあるいは過度に持続するストレス」を経験した後にパーソナリティの変化が生じた時に使用される診断名であり、その中核症状は、外傷と関連した

世界に対する不信、社会的引きこもり、空虚感、無力感、回避です。

診断基準は以下の通りである。

複雑な心的外傷への暴露の後

（4）　心的外傷の再体験

（5）　再体験の入念な回避

（6）　脅威の持続的な知覚

パーソナリティの変化

（7）　感情調整の問題；情動反応性の亢進、暴力的な爆発、自己破壊的行動、解離、情動麻痺

（8）　陰性の自己概念；否定的な信念や予想、持続的で歪んだ認識、持続的な陰性の感情状態

（9）　対人関係の問題；対人交流を避けたり軽蔑したり関心を示さない。親密な対人関係を維持できない。

いじめによる CPTSD

複雑な心的外傷への暴露

度重なるいじめにより、トラウマが形成されます。巻き込まれた加害者が増えていき、複雑なトラウマが形成されます。

学校側が、いじめを調査しなかったり、いじめを認めなかったり、いじめ隠蔽をすると、いじめ被害者により深いトラウマをつくり出します。いじめによるトラウマではなく、学校側が安全な環境をつくり出さなかったことによるトラウマです。

1 心的外傷の再体験

いじめ加害者の行動は予測が難しく、いついじめを再開するかわかりません。いじめ被害者は、安全とは思えない学校で、心的外傷の再体験をします。

2 再体験の入念な回避

何度も嫌がらせを受けており、再び心的外傷の再体験ために、いじめ加害者から逃げるようになります。いじめ加害者電話にも出なかったり、訪問しても合わなかったりします。最終的には、不登校などの回避行動をとります。

3 脅威の持続的な知覚

いじめがいつ起こるのかと、緊張して日々を過ごすことになります。

パーソナリティの変化

4　感情調整の問題

　感情調整が困難になり、苛々することが多くなり、対人トラブルが増えます。周りの人たちに不機嫌と思われることが多くなっていきます。

5　陰性の自己概念

　否定的な信念や予想があり、学校生活に明るい未来が見出せなります。その後の人生にも明るい未来が見出せなくなると、自殺企図をするようになります

6　対人関係の問題

対人交流を避け、友達を寄せ付けなくなったり、不登校になったりします。

　PTSDのトラウマケアとして、トラウマ・インフォームドケアやエンパワメントなどの方法があります。

児童の複雑性 PTSD の対応

　特に児童の複雑性 PTSD の対応には大きく三つの目的があると考えられています。

1.　安全を確保してさらなるトラウマの予防を行う
2.　起きてしまったトラウマに引き続き起きた反応に対応する
3.　子どもの長期的な成長を支えていく

いじめ問題における複雑性PTSD　への対応に際しては，まず子どもの環境の安全の確保（教育環境，地域などの安全）が最優先されます。子どもの基本的な生活リズムはなるべく変えず，遊ぶ時間などを確保することが重要です。

　感情的な反応に対しては子どもの感情には共感的態度で接しつつ，現実的な限界設定を行っていきます。PTSD症状の治療に加え，対人関係，感情制御の新たなスキルの獲得や，過去のトラウマとなった出来事の子どもなりの理解を促すあるいは修正し，自己に対する肯定的な認識が持てるように支援していく必要があります。対応の目標は，子どもが自己効力感を高めて，他者との新しい結びつきを創ることにあります。

参考文献

トラウマティックストレス―PTSD およびトラウマ反応の臨床と研究のすべて、誠信書房、著者；B.A.ヴァン・デア・コルク、A.C.マクファーレン、L.ウェイゼス編、監訳者；西澤　哲

複雑性PTSDの臨床“心的外傷～トラウマ”の診断力と対応力を高めよう、金剛出版、原田誠一編

精神科治療学 Vol.35No.6Jun.2020、P573-578
複雑性 PTSD のこれまでとこれから

関係嗜癖と CPTSD トラウマフォーカスト・アプローチ

関係嗜癖と複雑性 PTSD

関係嗜癖の人が他人をコントロールしようとすると、虐待行為が始まります。

関係嗜癖によるいじめ、児童虐待、DV、パワハラなどの虐待行為は、被害者が複雑性 PTSD を発症するまで、酷くなっていきます。最終的には、被害者が大けがをしたり、複雑性 PTSD を発症して自殺をしたり、殺されたりします。

いじめ、児童虐待、DV、パワハラなどの虐待行為などの問題が発覚した時点で、トラウマインフォームドケアを開始し、被害者を全面的に援助しなければなりません。

まず、被害者の安心、安全が守られるようにします。

トラウマケア・トラウマインフォームドケアに反する行為は全て、マルトリートメントです。加害者だけではなく、虐待行為を放置した全ての人が、マルトリートメントを行っています。

加害者とマルトリートメントを行った人が、被害者の複雑性 PTSD を悪化させます。
教員や教育委員会が、いじめ問題を積極的に扱って、トラウマインフォームドケアを行っていかなければいけません。

いじめ隠蔽は、マルトリートメントの最たる行為です。

複雑性 PTSD を提唱した Herman（1992）は「極限状況の生存者の執拗な不安、恐怖、恐慌は通常の不安障害と同じものではない。生存者の身体症状は通常の心身症と同じものではない。その抑鬱は通常の鬱病ではない。また、同一性障害及び対人関係障害は通常の人格異常と同じものではない」とした。これについて「性格で全体を包括する診断概念が欠落している」と批判した。すなわち「長期間反復性外傷の生存者の症状はしばしばはるかに複雑」で「長期虐待の生存者は特徴的な人格変化を示し、そこには自己同一性オヨ浴び対人関係のゆがみも含まれる。」と述べています。

「新外傷性精神障害」では、トラウマ後の疾患として、心的外傷後ストレス障害、解離性同一性障害、自傷行為や自殺企図、その他の解離性障害、境界性パーソナリティ障害、身体化障害、適応障害、うつ病、うつ状態、パニック障害、摂食障害、素行障害、自己愛パーソナリティ障害、回避

性パーソナリティないしは社交不安障害、強迫神経症、ないしは強迫性パーソナリティ障害、ヒステリーなどの多数の病名が挙げられています。今後、上記の診断名の多くが複雑性 PTSD にとってかわっていくでしょう。

いじめ問題が発覚した最初期に、トラウマインフォームドケアを行い、専門的なトラウマケアを受ける必要があります。

トラウマフォカスト・アプローチ

米国心理学会（American psychological association、2017）の「PTSD 治療のための診療ガイドライン」では、成人の PTSD 治療のうちもっとも強く推奨される治療プログラムは、PE 療法(Prolonged Exposure Therapy: 長時間曝露療法), CPT(Cognitive Processing Therapy : 認知処理療法), EMDR(Eye Movement Desensitization and Reprocessing : 眼球運動夜による脱感作と再処理法), CBT(Cognitive Behavioral Therapy : 認知行動療法）の 4 つです。

子どもの PTSD への心理治療については, 米国児童青年精神医学会 (American Academy of Child & Adolescent Psychiatry)が 発行したガイドライン (Cohen et al., 2010)において, TF-CBT(Trauma-Focused Cognitive Behavioral Therapy : トラウマフォーカスト認知行動療法）が第一選択治療として推奨されています。

PE 療法の進行

セッション 1　プログラムの目的と技法の説明, トラウマ面接, 呼吸法の指導
セッション 2　PTSD の心理教育実生活内曝露の原理説明, 不安階層表作成と練習課題
セッション 3　イメージ曝露の原理説明と実施, プロセシング, 実生活内曝露の実施
セッション 4～10 イメージ曝露（ホットスポットへの焦点化）, 実生活内曝露の継続
セッション 11　イメージ曝露（全体のおさらい）, 進歩の振り返りと今後に向けて

CPT(Cognitive Processing Therapy : 認知処理療法）

1 おだやかに考え直す（認知療法）

2 スタックポイント（引っかかり）

PTSD からの回復を妨げる考え方・認知のことを、スタックポイントと言います。これは人によってさまざまです。その人固有の“引っかかり”を見つけることで、PTSD をときほぐす作業が始まります。

3 5つのテーマ

安全、信頼、力とコントロール、価値、親密さ

4 感情を大切にする

5 時間が限られた療法である

6　集団にも実施が可能
7　関係性を重視する

EMDR(Eye Movement Desensitization and Reprocessing：眼球運動夜による脱感作と再処理法)

EMDR は、適応的情報処理（AIP）というモデルに基づく、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対して、エビデンスのある心理療法です。

CBT(Cognitive Behavioral Therapy：認知行動療法)

認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)です。
トラウマを体験した子どもに対する科学的根拠に基づいた効果的な治療法として、TF-CBT(Trauma-Focused Cognitive Behavioral Therapy：トラウマフォーカスト認知行動療法）があります。

TF-CBT の治療構成要素「PRACTICE」(Cohen et al., 2017)

トラウマに焦点を当てた構成要素

Psychoeducation about child trauma and trauma reminders 子どものトラウマとトラウマリマインダーについての心理教育
Parenting skills ペアレンティングスキルを含む養育に関する要素
Aelaxation skills 子どもと養育者それぞれへのリラクセーションスキル
Affective expression and modulation skills 子ども・家族に合わせた感情調整のスキル
Cognitive coping: connecting thoughts, feelings and behaviors 認知コーピング：考え・感情・行動のつながり
Trauma narration and processing トラウマ・ナレーションとプロセシング
I n vivo mastery of trauma reminders 実生活内での段階的曝露
Conjoint child-parent sessions 親子合同セッション
Enhancing future safety and development 将来の安全と発達の強化

悲嘆に焦点を当てた構成要素

悲嘆の心理教育
喪失を悼むことと個人の両価的な感情の解決
個人の良い思い出を記憶にとどめる
個人との関係を再定義し、現在の関係に向き合う。

参考文献
精神科治療学 Vol.36No.2Jun.2020、P201-207
依存症・嗜癖を見るための標準治療と技能
子どものトラウマと悲嘆の治療—トラウマ・フォーカスト認知行動療法マニュアル、金剛出版、ジュディス・A・コーエン、アンソニー・P・マナリノ、エスター・デブリンジャー著
子どものためのトラウマ・フォーカスト認知行動療法マニュアル、岩崎学術出版社、ジュディス・A・コーエン、アンソニー・P・マナリノ、エスター・デブリンジャー著
性格を変えるための認知行動療法ノート、大和出版、倉成　央著
臨床心理学第 20 巻第 1 号 2020 年 1 月 P27－31 複雑性トラウマ（Complex　PTSD）、田中究
臨床心理学第 20 巻第 1 号 2020 年 1 月 P43－47 トラウマフォカスト・アプローチ、亀岡朋美
「心的外傷と回復」みすず書房、ジュディス・L・ハーマン著
「新外傷性精神障害」岩波学術出版、岡野憲一郎著

心的外傷後成長 PTG（Post-traumatic Growth）

マズローの欲求 5 段階説

第 1 段階：生理的欲求
第２段階：安全欲求
第３段階：社会的欲求
第４段階：承認欲求（尊重欲求）
第５段階：自己実現欲求

昭和の時代は、物がなく、足りないものを補うために、欲求が必然的に生まれていた。
平成から、令和にかけて、身の回りに物があふれていて、車も家も彼女、彼氏もいらないという**さとり世代**の若者が増えてきました。努力することなく楽しめる嗜癖がおおくなり、依存症（医学的な嗜癖を含む）になりやすい環境になってきた。
これからの時代は、足りないものを補うための欲求ではなく、自己実現欲求が重要になってきています。

本来、自己実現のために、学校はあり、親がいる。親世代の考えはいまだに、足りないものを補うための欲求を基礎に考えられています。
子供たちに本当に必要なのは、将来の夢や希望です。（ラノベ、漫画、アニメの世界では、将来ではなく、異世界に夢や希望を求めています）
現実には、将来の夢や希望を持つ前に、いじめや生き辛さから、困難が生じてきています。

関係嗜癖によるいじめ、児童虐待、DV、パワハラなどの虐待行為は、被害者が複雑性 PTSD を発症するまで、酷くなっていきます。

いじめ、児童虐待、DV、パワハラなどの虐待行為などの問題が発覚した時点で、トラウマインフォームドケアを開始し、被害者を全面的に援助しなければなりません。

エンパワメント（持っている力を引き出す、発揮する）を行い、心的外傷後成長(Post-traumatic Growth PTG)を促していきます。

トラウマ後成長

人間性心理学を提唱したアブラハム・マズローの研究対象は、自己実現を目指す個人、すなわち潜在的可能性を十分に発揮して生きる人々でした。マズローによれば、人間にとって最も重要な学習機会は、新しい視点で人生をとらえ直さざるを得ないような、死などの悲劇的な出来事です。

通常の記憶は時間とともに薄れるが、トラウマの記憶は鮮明になっていきます。そのため、トラウマに焦点をあてた治療が必要です。その後の成長には、エンパワメントなどの治療や自己実現へ向かっていく意志が重要だと考えています。

9・11 同時多発テロ事件後、予期せぬポジティブな変化があったと語る人がいます。
向社会的変化（例「多くの人が以前より親切になり、互いを思いやるようになった」）
哲学的変化（例「人生は貴重だ、毎日を人生最後の日のように生きるようになった」）
信仰趾の高まり（例「多くの人が祈り、礼拝に参加するようになった」）
政治的変化（例「愛国心や政府への関心が高まった」）
国の安全に対する関心の高まり（例「空港など各地でセキュリティが強化された」）

PGT の 5 因子が生じるプロセス（仮説）

人生に対する感謝
精神性的な変化
他者との関係
新たな可能性
人間としての強さ

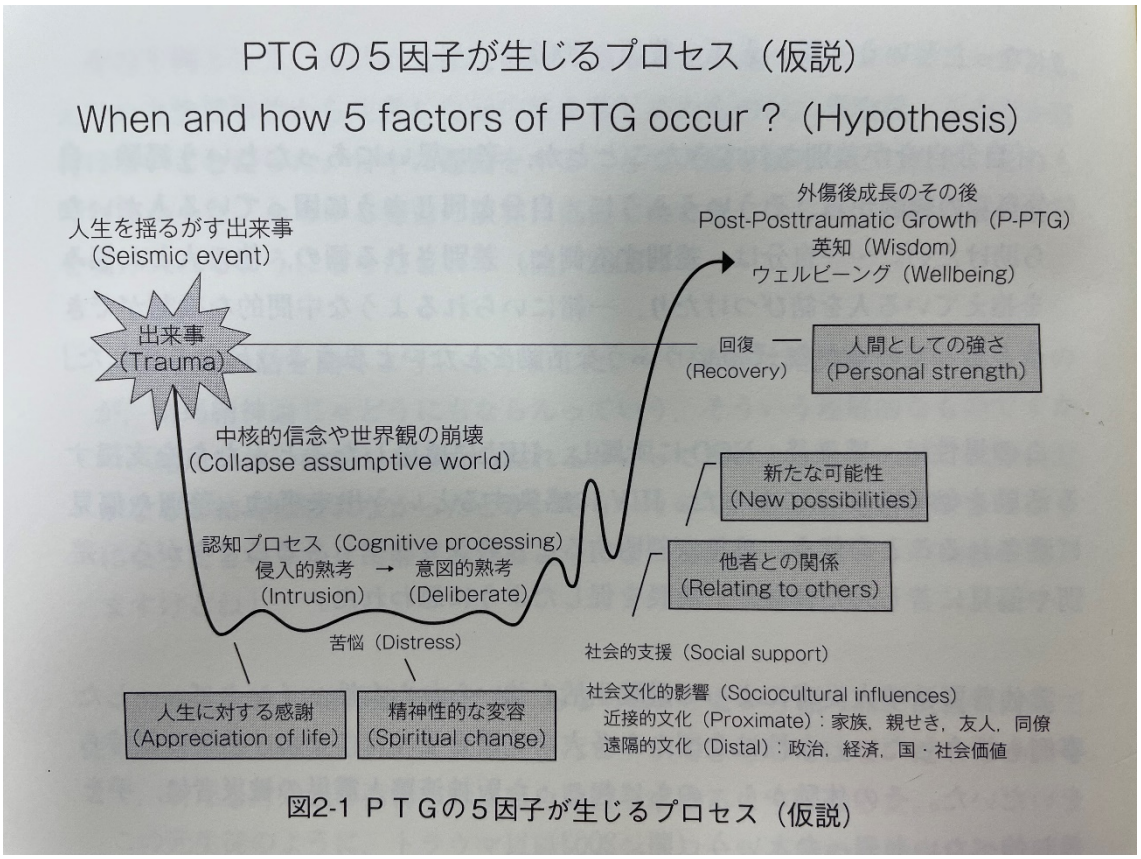

図2-1 ＰＴＧの５因子が生じるプロセス（仮説）

成長のための六つのステップ—成長モデル

ステップ 1—棚卸し

自分の「棚」にどんな「品物」があるのか、欠けているものは何か、補充が必要なのは何かを調べる。

ステップ 2—希望を育む

自らの内に希望を見出す。みたいに希望をもつことで、行く手を見据える力が与えられるだろう。

ステップ 3—物語を書き直す

自分が語る物語に耳を傾け、それを別の視点から眺めてみる。自分を犠牲者として生き延びた人間（サバイバー）として、さらには成長者（スライバー；thriver）としてとらえ始める。

ステップ 4—変化を特定する

芽生え始めた変化を観察する。力を蓄えるために内側から生じているポジティブな変化に気づかなくてはならない。

ステップ 5—変化を尊重する

ポジティブな変化を育む。以前は意識していなかった強さや能力、感心などに気づくかもしれない。その過程では、こういった変化がもたらすかもしれないものではなく、変化そのものを大切にしなくてはならない。

ステップ 6—変化を行動で示す

あなたが感じている変化を行動に移し、それらを生活の一部にする。

参考図書
PTG の可能性と課題、金子書房、宅　香菜子編著
トラウマ後成長と回復、筑摩書房、スティーヴン・ジョセフ著

トラウマとの闘い

いじめ、児童虐待、DV、パワハラなどの虐待行為の被害者にとって、最も大事なのは、トラウマ（心的外傷）との戦いです。

上記のような虐待行為を、受けた被害者は、トラウマを受けます。まず、関係嗜癖・依存症の加害者から離れるか、または、彼らの虐待行為を止めさせなければいけません。先生・教育委員会や両親がいじめを止めるために、被害者と一緒になって、行動してもらう必要があります。（具体的にはトラウマインフォームドケアを行ってもらうことになります）

ほとんどのいじめ対策には、いじめ被害者のトラウマ対策は考慮されていません。例外的に、足立区立辰沼小学校のいじめ対策（TKR）はいじめ予防のほか、いじめ被害者のトラウマ対策も考慮され、実践されています。また、その後の自己実現まで視野に入れた優れた方法です。

いじめ被害者が行うことは、トラウマと闘うことですが、具体的にはそれまでの人生よりも、**自己実現をするためにどうするか**を考えて行動していくということになります。トラウマは過去の感情・身体感覚を今によみがえらせるので、今何をしているのか、将来どうしたいかに意識を向け続けることが重要だからです。

1，まずは、いじめ加害者対策を行うこと。

いじめ対策については、色々なことが言われていますが、いじめ加害者が、**楽しみのために**、いじめを行っていることを知りましょう。いじめ加害者の行動パターンを学習してください。いじめ加害者は加害嗜癖、関係嗜癖の持ち主で、**楽しみのためにいじめを行って**いますので、自分が都合

の良いように**平気でうそをつきます**。いじめ加害者が、うそをつくことを前提に対策を考えましょう。いじめ加害者の行動については、このホームページや YouTube 動画を見て研究して、加害者が、**楽しみのためにいじめ**を行うために、どのような思考で、理不尽で卑劣な行動をするのかを分析し、熟知しましょう。いじめは被害者の責任ではありません。加害者が**楽しみのためにいじめ**を行っています。**楽しみのためのいじめ**に絶対に負けないという気持ちで、理屈の通じない加害者の相手をする覚悟を決めましょう。（一時的に、逃げ出してもいいです。自分の人生は守りましょう）

被害者・被害家族がとることが出来る最も良い対策は、いじめが関係嗜癖・依存症であるという考え方を周囲に広めることです。すべての人にいじめ加害者の本質（**いじめを楽しんでいること**）を知ってもらうことが、いじめ被害を少なくする最も良い方法です。

トラウマ体験は少ない方が良いので、先生・学校・教育委員会・父兄の方々・PTA の役員全員にも、いじめは関係嗜癖・依存症であることを周知してください。これらの対策をしないと、効果的ないじめ対策やトラウマインフォームドケアしないで、不適切な対応（マルトリートメント）をとられてしまいます。

学校・教育委員会・親などが、マルトリートメント（トラウマインフォームドケアに反する行為）をおこなうこと自体が、被害者のトラウマを悪化させていきます。不適切な謝罪の会が行われたり、学校・教育委員会がいじめの隠蔽をすることにより、被害者の複雑性 PTSD が悪化し、いじめ自殺などの取り返しのつかない事態になってしまうのです。

すべての人に、**トラウマインフォームドケア**について知ってもらいましょう。

トラウマ対策を怠ると、自殺に追い込まれます。一時的にいじめをしのいでも、何年か先何十年か先に、複雑性 PTSD を発症して、素晴らしい人生になるはずだったのに、後悔だらけの人生を送るようになってしまいます。

2，生活リズムを整えること、武道を学ぶこと。

生活リズムを整え、運動をすることは重要です。いじめ被害の直後は、急性期であり、自律神経が乱れ、交感神経が興奮している過覚醒の状態です。自律神経を整え、交感神経の興奮を和らげるためには、規則正しい生活が必要です。

次に、運動することが、交感神経を和らげるのに、最も効果的です。出来れば、武道を習いに行きましょう。身を守ることにもつながり一石二鳥です。

3，いじめ発生以前より、勉強すること。やりたいことをやること。

いじめにより勉強が手につかない時があります。いじめ対策を行うとともに、将来の自己実現のために、いじめがなかった時よりも、真剣に勉強しましょう。目の前の勉強に集中することが、トラウマ対策になります。過去を考えすぎないようにして、今現在、目の前にある学習をしましょう。（そのためには安全で安心できる勉強環境が必要です。）

また、やりたいことをやることは重要です。もし学校に行かないのであれば、自分の好きなこと、やりたいことを思いっきりやりましょう。

学校に行かないで、勉強や、やりたいことばかりしていたら、誰かに非難されるかもしれません。その場合は、「学校が安全で、安心して過ごせるようになったら学校に行きます。学校の環境を整えるのは、校長先生や学校設置者である市区町村長・都道府県知事であり、環境を整えるように訴えていますが、状況が変わっていません。私個人を責めるのではなく、**環境を整えない教育行政**に**働きかけて**ください。」と主張できるといいと思います。

もし反論できなくても、自分自身の人生です。人に言われたから、いじめが継続している学校に行くのは、自分の人生を捨てるようなものです。いじめがある学校に行かない時は、別の学校に行くことも考慮しましょう。

いじめの被害対応は理不尽なクレームに対応することに似ています。いじめ被害の対策やクレーム対応のように、**対策・対応をとった後**に、自分自身が**楽しい人生を送る**ことが出来るように、考えて行動していかなければなりません。

マルトリートメントとは ｜ マルトリートメント（避けるべき子育て）が子どもの脳の発達に与える影響について

https://jp.glico.com/boshi/futaba/no83/con01_01.html

WHO のチャイルド・マルトリートメント（Child Maltreatment）の定義は、身体、精神、性虐待そしてネグレクトを含む児童虐待をより広く捉えた、虐待とは言い切れない大人から子どもへの発達を阻害する行為全般を含めた不適切な養育を意味します。つまり、虐待とほぼ同義ですが、「子どものこころと身体の健全な成長・発達を阻む養育をすべて含んだ呼称」であり、大人の側に加害の意図があるか否かにかかわらず、また、子どもに目立った傷や精神疾患が見られなくても、行為そのものが不適切であれば、それは『マルトリートメント』と言えます。

PTSD 自己治療のための自習本（患者さん向けマニュアル）

不安障害の認知行動療法（3）強迫性障害と PTSD—患者さん向けマニュアル—、星和書店、古川壽亮監訳

こころを癒すノート—トラウマの認知書影療法自習帳—、創元社、伊藤正哉・樫村正美・堀越勝著

PTSD の持続エクスポージャー療法—ワークブック—、星和書店、小西聖子・金吉晴監訳

性格を変えるための認知行動療法ノート—幼少期のトラウマが消え去る—、大和出版、倉成央著

クレーム対応について

クレーム対応 ｜ 亀有 メンタル クリニック　葛飾区　の心療内科　精神科　です（ka-

mental.jp)

楽しく人生を過ごすために
楽しく健康に過ごす方法 ｜ 亀有 メンタル クリニック　葛飾区　の心療内科　精神科です (ka-mental.jp)

重要なことに集中しましょう
人生の目標、トラブル解決トライ＆エラー ｜ 亀有 メンタル クリニック　葛飾区　の心療内科　精神科　です (ka-mental.jp)

自己実現のために
私の青写真 ｜ 亀有 メンタル クリニック　葛飾区　の心療内科　精神科　です (ka-mental.jp)

いじめ隠蔽の理由

いじめ隠蔽の理由は、教師・校長・教育長が責任をとらないで済むようにするためです。いじめを隠蔽しても、数年で、被害者と加害者がいなくなります。教師・校長も数年で転勤をします。いじめ隠蔽の一か月後に、隠蔽した副校長が、別の学校に校長先生として赴任することもあります。
学校・教育委員会は、いじめ加害者には、具体的に効果的な有利になるアドバイスをします。しかし、理由はわかりませんが、いじめ被害者には、大切な事は教えてくれませんし、具体的に効果的なアドバイスをしてくれません。

性犯罪教師が、なくならない理由は、性犯罪教師のなかに部活強化が出来る先生がいるためです。部活強化をしたい校長は、性犯罪教師でも自分の学校に招聘します。性犯罪教師の許認可を校長と連携している教育委員会に任せてはいけません。**厚生労働省が、性犯罪教師の性的嗜癖をしっかり見極めて判断すべき問題です**。

同様にスポーツが出来る生徒はいじめ加害者になっても学校側に守られます。学校側は、部活動強化のために、いじめを隠蔽するのです。いじめ隠蔽を阻止するためには、クラブ顧問や対戦学校、競技の協会と交渉しなければいけません。

いじめ問題は、関係嗜癖によるものなので、**数年ごとに管轄が変わる文部科学省・教育委員会**ではなく、**厚生労働省が、長期の経過観察**をしていかなければならない問題です。

いじめは犯罪

児童・生徒が刑法にあてはまる罪を犯した場合、公立小学校、公立中学校では、警察に通報をし、児童相談所に相談します。いじめも犯罪（いじめ防止対策推進法違反）ですので、公立小学校、公立中学校では、刑法にあてはまる行為があれば、警察に通報をし、児童相談所に相談すべきです。

大学・高校や私立中学校の場合はどうでしょうか？

生徒が罪を犯した場合、警察に通報し、児童相談所に相談します。学校では停学や退学になります。

同じように、生徒がいじめをした場合、刑法にあてはまる行為があれば、警察に通報し、児童相談所に相談すべきです。学校はその生徒を停学や退学にします。

犯罪を隠して、大学・高校や私立中学校に、入学した場合はどうでしょうか？

通常、発覚した時点で、退学になります。推薦入学の場合は、後年まで、犯罪者の出身学校がつけた評価が疑われます。犯罪者の出身学校に在籍する後輩たちの推薦枠は無くなります。

いじめ加害を隠して、大学・高校や私立中学校に、入学した場合はどうでしょうか？

学校推薦の場合、発覚した時点で、退学にすべきです。後年まで、いじめ加害者の出身学校がつけた評価が疑われます。いじめ加害者の出身学校に在籍する後輩たちの推薦枠は無くなります。

いじめ加害者が、いじめを隠し、清廉潔白・品行方正と自称して、自己推薦入試を受け合格した場合はどうでしょうか？

進学先の大学・高校や私立中学校に、虚偽報告をしており、信義則に反する行為です。全く信用できない人物が、推薦入学していたのですから、発覚した時点で、入学取り消しまたは退学にすべきです。

いじめ加害者の出身学校側がいじめを隠蔽したにせよ、いじめ加害者がいじめを隠蔽したにせよ、推薦入試で受け入れた側の学校にとっては、虚偽報告に基づく不正入学となり、入学取り消しまたは退学となります。

いじめだと思っていなかったから、報告しないで推薦入学した場合は、より危険です。入学した学校でも条件が整えば、いじめ加害者は、また、いじめをはじめるからです。

正規の入学をした人にとっては迷惑な事です。いじめをいじめと思わないいじめ加害者が入学してくるのですから、いつ自分がいじめ被害者になるかわからない状態となるのです。受け入れた学校にとっても、学校の評判が落ちるだけではありません。在校生、卒業生、保護者から、非難を受けることになります。

通常の試験ならともかく、推薦入試でいじめ加害者を合格させてはいけません。

部活強化のために、性犯罪教師を採用させてはいけません。厚生労働省が、性犯罪教師の性的嗜癖をしっかり見極めて判断すべき問題です。

同様に**部活強化のために、いじめ加害者を推薦入試により、不正入学をさせてはいけません。**

いじめ問題は、**関係嗜癖**によるものなので、**数年ごとに管轄が変わる文部科学省・教育委員会**ではなく、**厚生労働省が、長期の経過観察をしていかなければならない問題**です。

教育委員会は、**子どもたちのケアをしません。**

厚生労働省が、子どもたちの健康を守るべきです。

参考文献
精神科治療学 Vol.36No.2Jun.2020、P201-207
依存症・嗜癖を見るための標準治療と技能

いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会での精神科医の報酬と役割

精神科医が、いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会で活動するためには、非筒の問題として、報酬問題が上げられます。十分な報酬を提示せずに、教育委員会が、医師会や精神神経学会などの職能団体に、推薦を求める例があります。名誉職として、あるいは、社会貢献のために薄謝、薄給で引き受けられる精神科の医師もいるかもしれません。

しかし、常識として、ある程度の報酬を用意していただく必要があります。参考になるのが、弁護士会のガイドラインです。

弁護士会の「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン；2018年（平成30年）9月20日、日本弁護士連合会」では、以下のように記載されております。

「会議や事実調査につき委員が遠方から出張することが想定される場合には，移動時間の拘束に対する報酬（出張手当等）が必要となりますので，その算定方法等についても記載が必要です。」

「多くの弁護士会の市民向け有料法律相談の相談料金は，30分5，000円（税別）とされています。また，法による紛争解決に必要な弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための支援及び体制の整備を目的とする総合法律支援法に基づく日本司法支援センター（法テラス）の法律相談援助費用等支出基準では，一定の資力基準以下の方を対象とする法律相談費が1回（1件）30分程度5，400円（税込み。以下同じ。）とされ，出張手当は往復90分以下のとき5，400円，90分を超え180分以下のとき10，800円，180分を超えるとき16，200円とされています（詳細は法テラスホームページ及び民事法律扶助業務運営細則を参照）。そして，第三者

委員会の委員等に就任する弁護士に対しては，高度な専門性が求められていることも考慮する必要があります。」

上記などを参考に、精神科医の**正当に払われるべき報酬額**を決めていくべきです。

「第三者委員会において精神科医に期待されるのは，被害者の精神疾患の有無、自殺、自殺企図に至るまでの精神状態心理の検証、自殺の原因・動機の特定である」との見解があります。

上記の通りであれば、精神科医は第三者委員会の委員に任命しないで、過労自殺を同様に、鑑定書を作るだけで十分です。

しかし、今後、第三者委員会において精神科医に期待されるのは、

1、いじめ加害者の関係嗜癖（内容、教育・治療など）とその集団の中における役割・人間関係の解明する。

2、いじめ被害者の複雑 PTSD の病状（内容、教育・治療・トラウマフォーカスト認知行動療法など）と、トラウマケアの方法（通院・入院、転校などの方針などを含む）を策定していく。

3、学校・教育委員会のトラウマインフォームドケアを行ったかどうか。また、学校が行うべきトラウマインフォームドケアの具体的方法を指導する

上記以外にも、継続的に精神科医が関わり、いじめ加害者のケア、いじめ被害者のケア、学校内のトラウマインフォームドケアの充実を図らなければいけません。

参考文献

いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン

２０１８年（平成３０年）９月２０日、日本弁護士連合会

精神科治療学　Vol.36　No.7　Jul.2021,P793-P797、野田哲朗

学校における重大事案を調査する第三者委員会委員としての精神科医の役割

第三者委員会の問題

⊙いじめで、自殺念慮がある児童・生徒ための第三者委員会には、精神科医を加えるべきです。

一つ目の理由は、心療内科医やカウンセラーは、自殺念慮がある患者を単独では対応しないという事実がある。精神状態が悪くなり、自殺念慮が出てくると、心療内科医やカウンセラーは、転医を進めるか、自分のところだけではなく、精神科も受診するように促す。精神科医は自殺念慮がある患者の対応をする唯一の医師です。

もう一つの理由は過労死やパワーハラスメント受けて自殺した場合、亡くなった後に鑑定書を書くのは、精神科医です。いじめで自殺した場合に、鑑定書を書く場合、精神科医が鑑定書を記載します。

このように、精神的問題で自殺念慮があったり、実際に自殺してしまった場合には、精神科医の判断が求められます。

しかし、いじめが原因で児童・生徒が、自殺しようとした場合にでさえ、第三者委員会に精神科医が参加していないことがあります。これは、**社会一般の常識とかけ離れた状況**です。

少なくとも、いじめが原因で児童・生徒が、自殺しようとした場合や自殺してしまった場足には、第三者委員会の一人に精神科医を加えるべきです。

委員に精神科医やいじめ問題の専門家を加える場合、弁護士会のガイドラインに基づいて、報酬を決定されるべきです。明らかに低い報酬では、特別な事情がない限り、医師会などは、推薦をすることが出来ません。

⦿第三者委員会の設置およびいじめの対応について、教育長は、スキルトレーニング（知識や技術の伝達）に、重きを置き、テイク・ケア（子どもの動機づけや心理的世話）を蔑ろにしています。

スキルトレーニング（知識や技術の伝達）に、重きを置く教育委員会ではなく、テイク・ケア（子どもの動機づけや心理的世話）を重んじる**厚生労働省**が対応するべきです。

いじめ問題では、被害者が複雑性 PTSD を発症するので、学校、教育委員会、警察は、**トラウマインフォームドケア**ができる体制を整えるべきです。

⦿教育委員会が設立した第三者委員会の設立過程や判定がおかしいと、被害者側からクレームがつき、委員会の再編や、行政庁による判定の変更等が多くなっています。行政の長によるさらなる再判定委員会が設立され、教育委員会が設立した第三者委員会の異常な判定が多く出ています。

これは、いじめ隠蔽をするような教育委員会が、教育委員会の都合の良い委員を選抜していることに起因します。

行政の長には任命責任があります。いじめ問題が起こった時、教育長とともに行政の長も責任をとるべきです。いじめ問題が解決できない教育長を、継続して、再び任命することは、いじめ隠蔽の擁護をしているとしか考えられません。

行政の長は、教育長を選ぶとき、その人物の情報を議会に早目に提供し、十分な議論の後に、任命するべきです。

教育長は、いじめ関連の法律やガイドラインの都合の良いところだけ使っています。教育長を、任命した行政の長も、その事実を知っていながら容認しています。

そのような行政区では、スキルトレーニング（知識や技術の伝達）に、重きが置かれ、テイク・ケア（子どもの動機づけや心理的世話）を蔑ろにされています。したがって、また同じようないじめ問題が起こると考えます。

⦿コストの問題

第三者委員会を運営するにあたり、委員報酬や交通費、雑費などが発生する。これらの合計金

額の概算合計（少なくとも、数百万から一千万円以上になる）を、報告書に載せるべきです。市民や区民の税金から、どうしてそのような支出をしなければいけないかについて、問題提起をすべきです。

教育委員会・学校が、いじめの防止をしていれば、このような多額の支出をしないで済むということを記載すべきです。

⊙いじめ問題の専門家は少ない

いじめ問題に精通している専門家は、ほとんどいません。いじめ問題を掲げている人々はたくさんいますが、実際に解決まで手助けしてくれるところはほとんどありません。

本当のいじめ問題の専門家に依頼する場合、弁護士会のガイドラインにあるように十分な報酬を払う必要があります。

これまでは、優秀ないじめ問題に精通している専門家は、全国でも非常に限られた人数しかいないため、遠隔地での参加が難しい状況がありました。IT技術が進み、新型コロナ対策としてオンライン会議などを活用されるようになりました。遠隔地でも委員や補助員・参考人として参加出来るようになってきています。そのような、全国レベルのいじめ問題の専門家を登録して、活用する組織が必要です。